

名古屋市公報	平成24年 2月29日 第947号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局 発行人 行政改革推進部法制課長	

目	次	ページ
告 示		
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧	(住都・都市計画課) (第85号)	2
○ 名古屋市千音寺土地区画整理事業の事業計画の縦覧	(住都・区画整理課) (第86号)	3
○ 名古屋市定納山土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・区画整理課) (第87号)	4
○ 指定管理者の指定の取消し	(緑土・自転車利用課) (第88号)	5
○ 指定管理者の指定	(緑土・自転車利用課) (第89号)	6
○ たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について	(消防・指導課) (第90号)	7
○ 名古屋市農業センター駐車場の有料期間の一部改正	(緑土・農業センター) (第91号)	9
○ 名古屋市農業センター臨時開所	(緑土・農業センター) (第92号)	10
○ 特定計量器定期検査の実施	(市経・計量検査所) (第93号)	11
○ 名古屋市桶狭間中部土地区画整理組合の理事の退任の届出	(住都・区画整理課) (第94号)	13
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	(第1号)	14
交 通 局 告 示		
○ ICカード乗車券と併せて使用できる乗車券の一部改正について	(第3号)	16
監 査 公 表		
○ 平成24年監査公表	(第3号)	17
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	123
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告	(市経・地域商業課)	127

名古屋市告示第85号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成するにあたり、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を平成24年2月21日から平成24年3月5日まで一般の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

平成24年2月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 平針黒石地区計画

2 位置及び区域

名古屋市天白区天白町大字平針字黒石及び平針台一丁目の各一部
（別図のとおり）

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課
（名古屋市役所西庁舎4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第86号

名古屋市千音寺土地区画整理事業の事業計画の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第14条第 1項の規定により、名古屋市千音寺土地区画整理組合の設立について認可の申請がありましたので、同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を一般の縦覧に供します。

平成24年 2月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

平成24年 2月21日から平成24年 3月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第87号

名古屋市定納山土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市定納山土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を一般の縦覧に供します。

平成24年 2月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧の期間

平成24年 2月22日から平成24年 3月 6日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日は除きます。

2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市告示第88号

指定管理者の指定の取消し

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第11項の規定により指定管理者の指定を次のとおり取り消しました。

平成24年 2月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 管理を行わせていた施設の名称及び指定の取消しの相手方

施設の名称	指定の取消しの相手方
名古屋市池下駐車場	名古屋市熱田区神宮三丁目 6番34号 株式会社 パレ 代表取締役社長 神 吉 康 成

2 指定を取り消した日 平成24年 2月21日

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第89号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

平成24年 2月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市池下駐車場	和歌山県和歌山市中島 185番地の 3 オークワ・R B S グループ 代表者 福 西 拓 也

2 指定の期間 平成24年 2月21日から平成26年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第90号

たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について

消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定により、たき火又は喫煙を禁止する区域及びその期間を次のように定めます。

平成24年2月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 たき火又は喫煙を禁止する区域

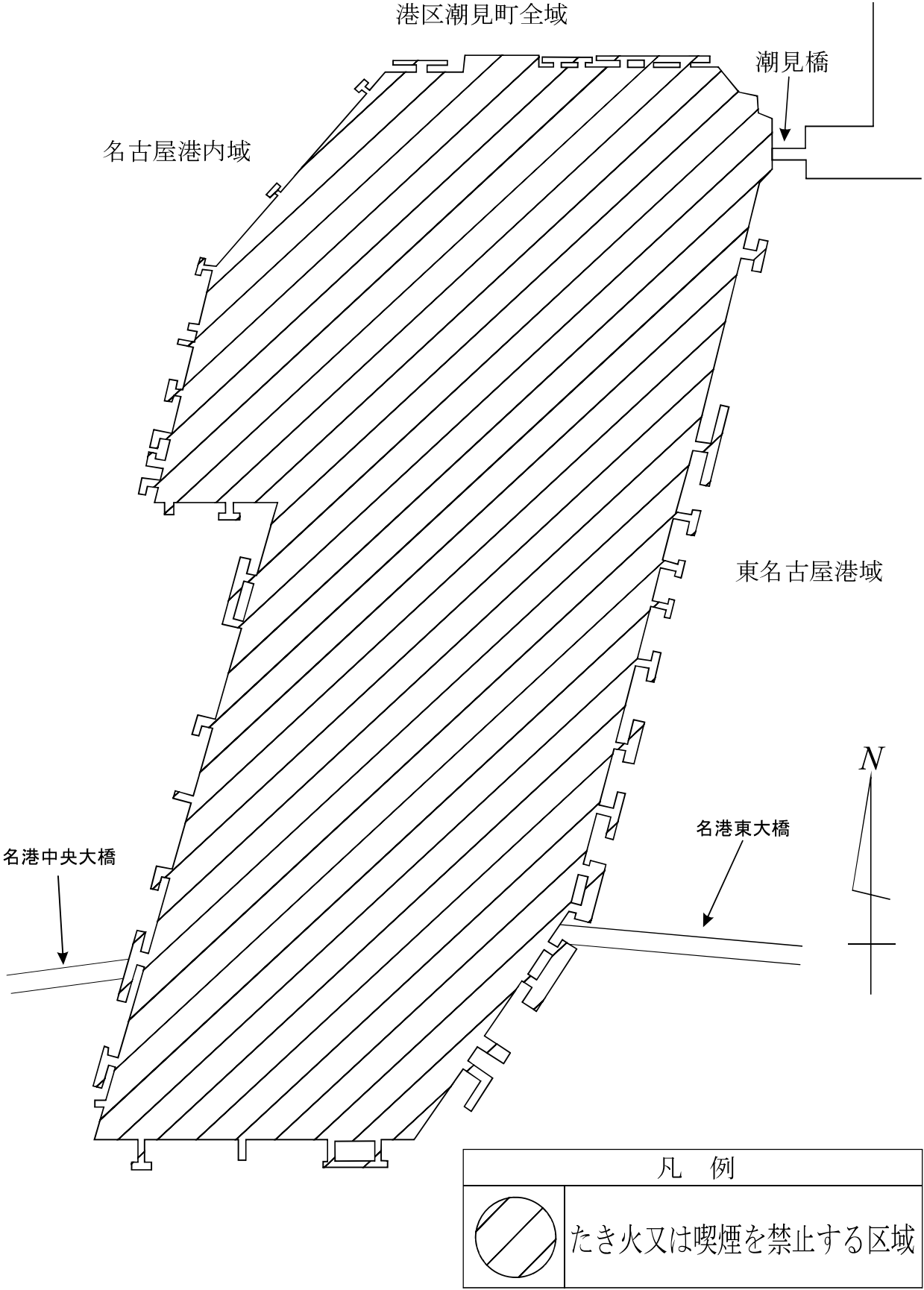
別図に示す港区潮見町全域。ただし、たき火又は喫煙のための施設のある場所を除く。

2 たき火又は喫煙を禁止する期間

平成24年3月1日から平成25年2月28日まで

名古屋市消防局予防部指導課

別 図



名古屋市告示第91号

名古屋市農業センター駐車場の有料期間の一部改正

平成23年名古屋市告示第 553号（名古屋市農業センター駐車場の有料期間）の一部を次のように改正します。

平成24年 2月23日

名古屋市長 河 村 た か し

「平成24年 2月25日から」を「平成24年 3月 3日から」に改める。

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第92号

名古屋市農業センター臨時開所

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第8条第3項の規定により、名古屋市農業センターの休所日を次のように臨時に開所する日に変更します。

平成24年 2月23日

名古屋市長 河 村 た か し

臨時に開所する日 平成24年 3月12日

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第93号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成24年2月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

緑区及び南区

2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300kg未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300kg以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300kg未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

(1) 緑区

検 査 日	検 査 場 所
4月11日（水）	長根台小学校（正門：特別活動室）
4月12日（木）	滝ノ水小学校（北通用門：特別活動室）
4月13日（金）	鳴海小学校（東門：講堂）
4月16日（月）	徳重小学校（正門：玄関）
4月17日（火）	有松小学校（北門：体育館下）
4月19日（木）	大高小学校（正門：体育館）
4月20日（金）	鳴海中学校（東門：体育館）

(2) 南区

検 査 日	検 査 場 所
5 月 14 日 (月)	大磯小学校 (西門：特別活動室)
5 月 15 日 (火)	桜小学校 (東門：特別活動室)
5 月 16 日 (水)	柴田小学校 (正門：玄関)
5 月 18 日 (金)	伝馬小学校 (東門：ピロティ)
5 月 22 日 (火)	笠寺小学校 (正門：玄関)
5 月 23 日 (水)	道德小学校 (正門：体育館下)
5 月 24 日 (木)	宝南小学校 (北門：特別活動室)

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第70号）第39条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

4 実施する機関

名古屋市及び指定定期検査機関社団法人愛知県計量連合会

名古屋市市民経済局市民生活部計量検査所

名古屋市告示第94号

名古屋市桶狭間中部土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市桶狭間中部土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

平成24年 2月24日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
梶 野 武 三	名古屋市緑区桶狭間上の山3603番地

名古屋市住宅都市局まちづくり企画部区画整理課

名古屋市選挙管理委員会告示第1号

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第10条第1項の規定に基づき平成24年1月1日現在により調製した名古屋市農業委員会委員選挙人名簿を、次の要領で関係人の縦覧に供する。

平成24年2月20日

名古屋市選挙管理委員会委員長 山 田 將 文

1 縦覧場所

名古屋市千種区選挙管理委員会事務室（名古屋市千種区役所内）

名古屋市千種区覚王山通8丁目37番地

名古屋市東区選挙管理委員会事務室（名古屋市東区役所内）

名古屋市東区筒井一丁目7番74号

名古屋市北区選挙管理委員会事務室（名古屋市北区役所内）

名古屋市北区清水四丁目17番1号

名古屋市西区選挙管理委員会事務室（名古屋市西区役所内）

名古屋市西区花の木二丁目18番1号

名古屋市中村区選挙管理委員会事務室（名古屋市中村区役所内）

名古屋市中村区竹橋町36番31号

名古屋市中区選挙管理委員会事務室（名古屋市中区役所内）

名古屋市中区栄四丁目1番8号

名古屋市昭和区選挙管理委員会事務室（名古屋市昭和区役所内）

名古屋市昭和区阿由知通3丁目19番地

名古屋市瑞穂区選挙管理委員会事務室（名古屋市瑞穂区役所内）

名古屋市瑞穂区瑞穂通3丁目32番地

名古屋市熱田区選挙管理委員会事務室（名古屋市熱田区役所内）

名古屋市熱田区神宮三丁目 1 番15号
名古屋市中川区選挙管理委員会事務局（名古屋市中川区役所内）
名古屋市中川区高畑一丁目 223 番地
名古屋市港区選挙管理委員会事務局（名古屋市港区役所内）
名古屋市港区港明一丁目12番20号
名古屋市南区選挙管理委員会事務局（名古屋市南区役所内）
名古屋市南区前浜通 3 丁目10番地
名古屋市守山区選挙管理委員会事務局（名古屋市守山区役所内）
名古屋市守山区小幡一丁目 3 番 1 号
名古屋市緑区選挙管理委員会事務局（名古屋市緑区役所内）
名古屋市緑区青山二丁目15番地
名古屋市名東区選挙管理委員会事務局（名古屋市名東区役所内）
名古屋市名東区上社二丁目50番地
名古屋市天白区選挙管理委員会事務局（名古屋市天白区役所内）
名古屋市天白区島田二丁目 201 番地

上記のとおり当該選挙人の住所地の区選挙管理委員会で縦覧するほか全区に係るものについては、名古屋市選挙管理委員会事務局（名古屋市役所内）名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号において縦覧に供する。

2 縦覧日時

平成24年 2 月23日から平成24年 3 月 8 日まで15日間
毎日午前 8 時30分から午後 5 時まで

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市交通局告示第3号

ICカード乗車券と併せて使用できる乗車券の一部改正について

ICカード乗車券と併せて使用できる乗車券について（平成23年名古屋市交通局告示第8号）の一部を次のように改正し、平成24年3月1日から施行します。

平成24年2月23日

名古屋市交通局長 長谷川 康 夫

第1項第1号の表中カード乗車券の項を削り、同項第2号の表定期券の項中「、通学定期券」を削り、同表特別の乗車券の項中「、共通全線定期券及びICカード規程附則第2項第1号の規定による廃止前の地下鉄1区特別きっぷの料金等を定める規程（平成8年名古屋市交通局管理規程第19号）の規定により発売した地下鉄1区特別きっぷ（以下「特別きっぷ」といいます。）」を「及び共通全線定期券」に改め、同表カード乗車券の項を削ります。

第2項第1号エを削り、同項第2号イ(ア)中「（特別きっぷを除きます。）」を削り、同号イ(イ)中「又は特別きっぷ」を削り、同号エを削ります。

名古屋市交通局営業本部総合企画部経営企画課

平成24年監査公表第 3 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、緑政土木局、財政局、健康福祉局及び総務局、第 5 項の規定に基づき、消防局、並びに第 7 項の規定に基づき、財団法人名古屋市教育スポーツ協会、財団法人名古屋市中小企業共済会、財団法人名古屋産業振興公社、株式会社国際デザインセンター、社団法人名古屋市私立幼稚園協会及び名古屋商工会議所の監査を実施したので、同条第 9 項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

平成24年 2 月20日

名古屋市監査委員	斎 藤 まこと
同	荒 川 和 夫
同	吉 井 信 雄
同	久 野 峯 一

- 1 監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査
- 2 監 査 対 象 緑政土木局
財政局契約部（緑政土木局関連事務に限る）
- 3 監 査 期 間 平成23年 7月 7日から
平成24年 1月30日まで
- 4 監 査 結 果

第1 監査結果の概要

1 監査の概要

今回の監査では、緑政土木局及び財政局契約部における平成21年4月1日から平成23年3月31日までに完成した工事及び平成23年3月31日現在施工中の工事3,606件から117件、並びに調査・設計及び保守管理委託3,218件から24件を抽出した。

監査に当たっては、工事の設計・積算・施工・検査及び委託業務などが適正に執行されているかといった視点に加え、①コスト縮減を考慮して効率的・効果的な工事の執行がなされているか、②過去の指摘事項について、フォローアップされ水平展開がなされているか、③施設の維持管理業務は適切に行われているかの3項目を重点項目として、書類審査及び現地調査を行った。

監査の結果、一部に注意、検討、改善を要する事例が見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項の要点

(1) 設計について

視覚障害者誘導用ブロックの設計に当たり注意・改善すべきものなど

2 件

(2) 積算について

長期割引の適用について注意・改善すべきものなど 2 件

(3) 施工について

工事の出来形管理に当たり改善・注意すべきものなど 2 件

(4) 検査について

舗装工事の検査に当たり注意すべきもの

(5) 施設の維持管理について

施設の維持管理に当たり改善・注意すべきものなど 2 件

(6) その他

設置する防護柵の設計方針について検討すべきものなど 3 件

3 随時（抜き打ち）監査

4 意 見

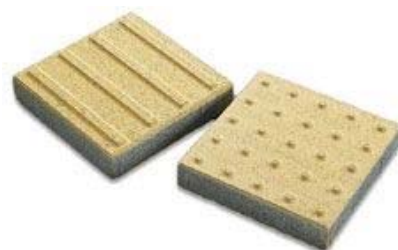
監督員の役割の重要性について

第2 指 摘 事 項

1 設計について

(1) 視覚障害者誘導用ブロックの設計に当たり注意・改善すべきもの

本市の福祉都市環境整備指針では、階段の下り口や踊り場、公園の出入口には、危険箇所などの注意喚起をするため、視覚障害者誘導用ブロックの点状ブロックを設置することと定められている。また、当局の歩道整備ガイドラインでは、横断歩道を挟んで対面する視覚障害者誘導用ブロックについて、一対のものとして、



視覚障害者誘導用ブロック
・線状ブロック(左)：主として誘導対象施設の方向を案内
・点状ブロック(右)：主として危険箇所などの注意喚起

対称となるように設置することと定められている。

当局が行った工事の設計において、視覚障害者誘導用ブロックが福祉都市環境整備指針などに基づいて設置されているかを調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 必要な箇所への視覚障害者誘導用ブロックの未設置

「歩道橋修繕工事（中村－１）」始め２件では、歩道橋や公園出入口の舗装などの工事を行っていたが、階段の下り口や踊り場、公園の出入口に点状ブロックを設置する設計としていなかった。

歩道橋下り口及び踊り場の点状ブロックの未設置箇所



公園出入口の点状ブロックの未設置箇所



イ 横断歩道を挟んで対面する視覚障害者誘導用ブロックの非対称

ながきかねだせん

「市道長喜金田線歩道整備工事、舗装道補修工事（北－１）及び掘削跡復旧工事（北－１）」では、歩道整備などの工事を行っていたが、横断歩道を挟んで反対側に視覚障害者誘導用ブロックが設置されていないにもかかわらず、

視覚障害者誘導用ブロックの未設置箇所



工事範囲外として設置をする設計としていなかったため、横断歩道を挟んで対称となっていない。また、横断歩道を挟んで対称となっていない事例が、ほか１件においても見受けられた。

視覚障害者誘導用ブロックの設計に当たっては、福祉都市環境整備指針などの技術基準に基づいて、必要な箇所に設置する設計とするとも

に、設置目的を十分に考慮して工事範囲を設定するよう注意されたい。
また、いずれの事例も安全性に問題があり、仮に、歩道橋の橋面舗装の修繕工事などを行ったにもかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない状態で、転落事故などが起これば、管理責任を問われる恐れがあるため、現状の不適切な状況を早急に改善されたい。

(千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、南土木事務所)

(2) 設計に当たりコスト縮減を考慮するよう検討すべきもの

工事の設計に当たっては、事業目的に適合させるだけではなく、経済性について検討することが重要である。そのため、設計に当たりコスト縮減が十分に考慮されているかを調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 建設発生土の再利用

「平子橋改築工事（取付道工）」では、平子橋の架け替え工事に伴い、橋の取り付け部の擁壁や歩道等の工事を行っていた。設計に当たっては、旧橋の取り付け部の盛土を掘削し、その一部を埋め戻しに使用し、残りの多量の発生土については、処分することとして、運搬費と処分費を計上していた。

しかしながら、本工事の請負人は、この発生土をすべて区画整理事業の盛土材料として再利用していた。仮に、設計者が、直接この区画整理事業者と調整をして、発生土を再利用する設計としていれば、運搬距離が短くなり、運搬費と処分費を大幅に縮減することが可能であった。

建設発生土の処理については、設計者がコスト意識を持って、設計段階から、建設発生土を再利用できないか十分に検討されたい。

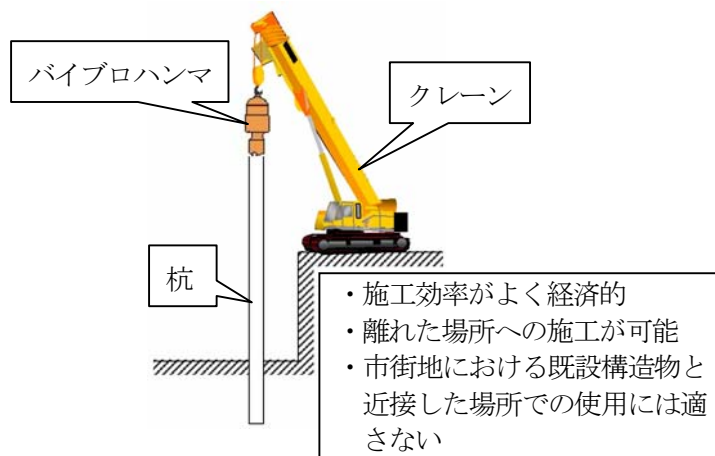
また、当局が発注した別の工事では、発生土をこの区画整理事業の盛土材料として再利用する設計となっていた。このことから判断すると、局内で建設発生土の再利用に係る情報の共有化が図られていないものと考えられる。このため、建設発生土の再利用に係る局内の情報の共有化についても検討されたい。

イ 仮設杭打込み工法の選定

H形鋼の仮設杭を地中に打込む際には、杭の使用目的に応じた打込み工法が選定される。例えば、使用目的が河川や谷などに架ける仮の
栈橋を支える杭（以下「仮栈橋杭」という。）としてH形鋼を打込む
場合、一般的には、郊外での施工に適したバイブロハンマ工法^(注1)が
選定される。また、使用目的が土砂の崩壊を防止する土留^{どどめ}の杭（以下
「土留杭」という。）としてH形鋼を打込む場合、一般的には、市街
地での施工に適したプレボーリング工法^(注2)が選定される。

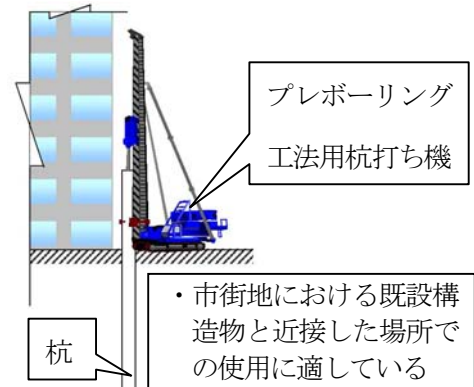
(注1) バイブロハンマ工法

杭に上下方向の強制振動を加え、
杭を打込む工法。

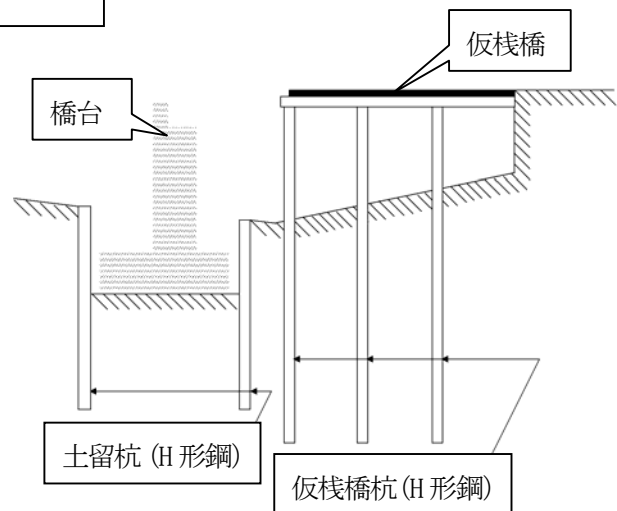


(注2) プレボーリング工法

あらかじめ縦孔を掘削し、その
孔に杭を打ち込む工法。



「市道弥富相生山線第4号道路改良工事（その4）」
では、広大な緑地公園を横切る道路の建設に伴う橋台の設置に当たって、H形鋼の仮栈橋杭と土留杭を地中に打込んでいた。（右図参照）



その設計に当たっては、杭の使用目的に応じた一般的な打込み工法であるとの理由で、仮栈橋杭についてはバイブロハンマ工法を、土留杭についてはプレボーリング工法をそれぞれ選定していた。しかしながら、工事場所は緑地公園内であり、近接して既設構造物は存在しな

い。また、仮栈橋杭と土留杭は隣接した場所に打込まれることから、敢えて2種類の工法を選定する必要はない。そのため、土留杭の打込み工法として、バイブロハンマ工法を選定していれば、プレボーリング工法の場合と比較して杭の打込み費が安価となるだけでなく、プレボーリング工法用の杭打ち機1台分の分解組立輸送費も不要となり、コスト縮減が可能であった。

仮設杭の打込み工法を選定に当たっては、単に杭の使用目的に応じた一般的な工法を選定するのではなく、現地の施工条件を十分検討して、経済的な設計を行われたい。（技術指導課、道路建設課）

2 積算について

(1) 長期割引の適用について注意・改善すべきもの

当局の土木工事標準積算基準書では、設計単価の決定に当たって、局設定単価がある場合、これを積算に用いる単価とするよう定められている。また、局設定単価には、移動式クレーンの作業料金や建設機械の賃貸料金といった単価（以下「建設機械等賃料単価」という。）があり、その単価は資材価格等についての調査機関が刊行する物価資料に掲載された単価をそのまま採用して設定されている。物価資料では、建設機械等賃料単価について、その賃貸期間が1ヶ月を超える場合、掲載されている単価から一定の率を割り引いて、長期割引を適用した単価とするよう記載されている。

「西流橋改築工事（旧橋撤去工及び下部工）」では、旧橋の撤去や橋台の築造、杭の打込み引抜きのために、移動式クレーンを使用するとして、建設機械等賃料単価を計上していた。その賃貸期間の合計は126日となるにもかかわらず、長期割引を適用した単価としていなかったため、その費用が過大となっていた。また、同様の事例が、ほか4件においても見受けられた。

建設機械等賃料単価を使用する積算に当たっては、各機械の1工事当たりの賃貸期間を確認し、1ヶ月を超える場合には、長期割引を適用した単価とするよう注意されたい。

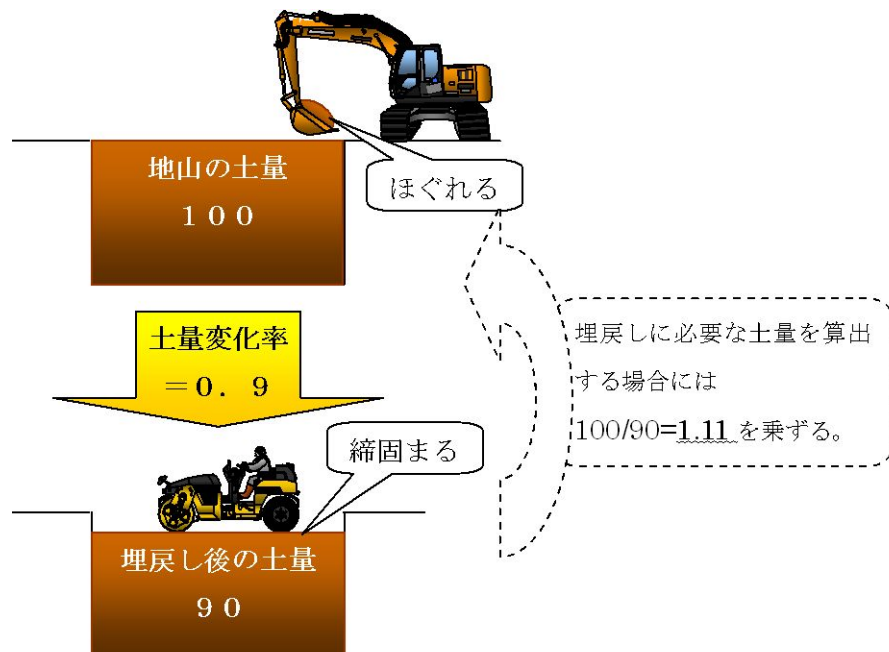
また、今回の誤りの原因は、長期割引の適用について、積算基準書に記載されていないため、多くの担当職員は物価資料を確認して割引することなく建設機械等賃料単価をそのまま使用していたことにあると考えられる。そのため、建設機械等賃料単価について、長期割引の適用とその割引率を積算基準書に記載するよう改善されたい。

（ 技術指導課、緑土木事務所、道路建設課、河川工務課 ）

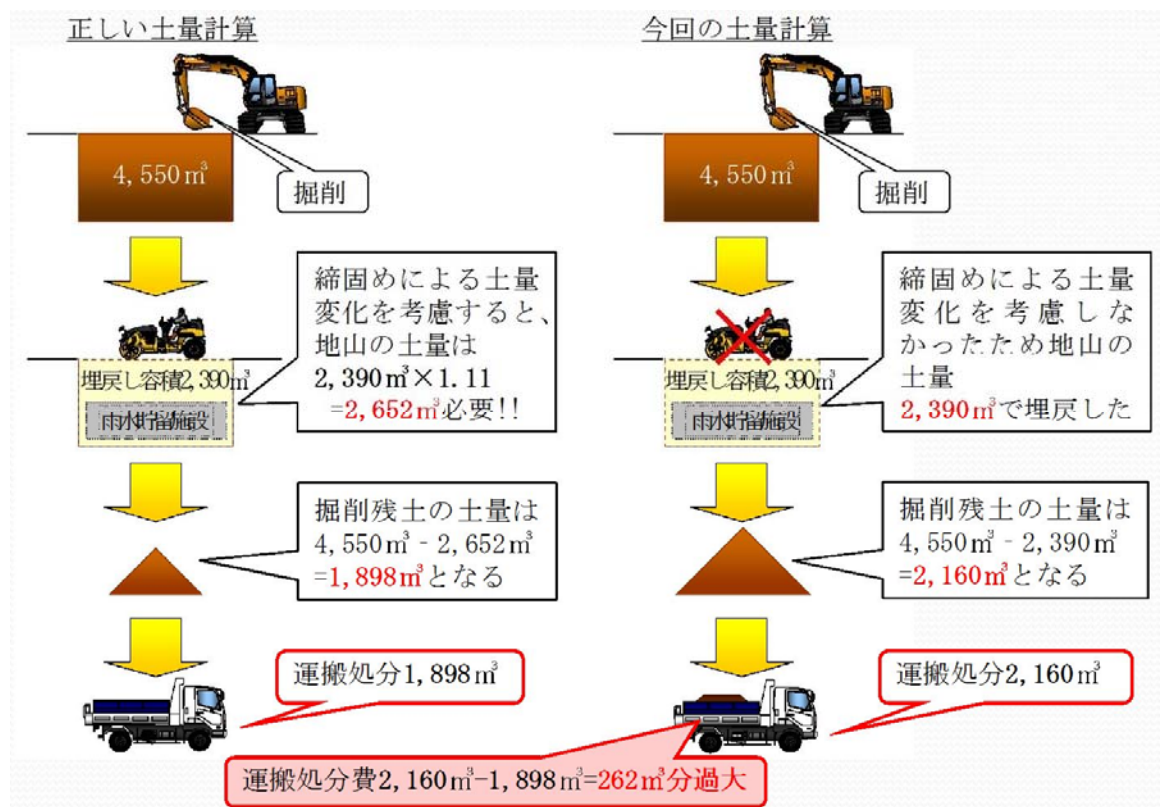
(2) 発生土を再利用する埋戻しの土量計算に当たり注意すべきもの

掘削により生じた土（以下「発生土」という。）は、掘削に伴いほぐれた状態となることから、掘削前の土（以下「地山^{じやま}」という。）と比べ、その体積は増加する。また、発生土を埋戻し土として再利用する場合には、転圧機によって締固められることから、土は圧縮されて、その体積が減少する。

土の体積変化の割合については、当局の土木工事標準積算基準書において、土量変化率として定義されている。地山の土量を埋戻し後の土量に換算する場合、土量変化率は0.9と定められており、地山の土量に0.9を乗ずることで、埋戻し後の土量が算出される。逆に土の埋戻し容積がわかっている場合、埋戻しに必要な地山の土量は、土の埋戻し容積に1.11(=1.0/0.9)を乗ずることで算出できる。



「吹上公園貯留施設築造工事及び付帯工事」では、公園内の野球場の土を $4,550 \text{ m}^3$ 掘削して雨水貯留施設と関連する排水施設を築造し、発生土の約半分を埋戻し土として再利用するとともに、残りの発生土を現場外へ運搬し処分する設計としていた。埋戻しに必要な地山の土量は、土の埋戻し容積が $2,390 \text{ m}^3$ とわかっていることから、土の埋戻し容積に 1.11 を乗ずることで $2,652 \text{ m}^3$ となる。しかし、本件工事の土量計算に当たっては、土量変化率を考慮せず、埋戻しに必要な地山の土量を $2,390 \text{ m}^3$ としていたため、 262 m^3 の掘削残土を余分に処分することとなり、その運搬費と処分費が過大となっていた。また、同様の事例が、ほか7件においても見受けられた。



発生土を再利用する埋戻しの土量計算に当たっては、土量変化率を考慮して土量を算出することで、掘削残土の運搬費と処分費が過大とならないよう注意されたい。（北土木事務所、緑土木事務所、天白土木事務所、道路建設課、河川工務課）

3 施工について

(1) 工事の出来形管理に当たり改善・注意すべきもの

工事の出来形管理とは、工事目的物の形状寸法と設計上の形状寸法とを比較することにより、工事が適切に施工されているかを確認する非常に重要なものである。当局の請負工事施工管理基準では、請負人は工程ごとの測定箇所数や測定項目を基に出来形管理計画を作成し、実際に行われた結果を出来形管理表にとりまとめ、監督員の確認を受けることと定められている。

「白鳥公園築造工事」始め2件において、公園を整備するに当たり造成工事を行っていたが、本来必要な仕上がりの高さに関する出来形管理計画や出来形管理表が請負人から提出されておらず、監督員による確認が行われていなかった。また、「都計3・1・29江川線電線共同溝設置工事（尾頭橋工区）（22-1）」始め5件において、請負人は街路灯、側溝柵等の工事目的物の形状寸法について出来形管理計画を作成していたが、監督員が受け取った出来形管理表は計画に比べてその測定箇所数が不足していた。

公園の造成後の仕上がり高さの出来形管理については、平成21年度にも指摘をしており、当局からは研修を通じて周知徹底を図ったという報告を受けている。しかし、今回の監査において、あらためていくつかの公園の整備工事を抽出したところ、前回と全く同じ指摘内容の事例が、複数見受けられたことから、周知方法の見直しを行い、このような誤りが生じないように努められたい。

また、工事の出来形管理において、監督員は、請負人から提出された適正な出来形管理計画と出来形管理表を対比することにより、必要な出来形管理結果を漏れなく確認するなど、適正な施工監理に努められたい。

（ 北土木事務所、西土木事務所、熱田土木事務所、名東土木事務所、江川線整備事務所、みどりが丘公園事務所、東山総合公園管理課 ）

(2) 高所作業における安全対策について注意すべきもの

労働安全衛生規則では、請負人は、高さ 2m 以上の高所における作業など、作業員が墜落する恐れがある場合には、危険を防止する措置を講じなければならないと定められている。

「ユーカリハウス天井フィルム更新その他工事」始め 5 件では、高さ 2m 以上の高所において作業が行われていたが、請負人は、墜落防止措置として、安全手すり等を設置しておらず、また、その代替え措置としての安全帯も作業員に使用させていなかった。

また、抜き打ち監査を行った「都計 3・5・118 池内猪高線街路築造工事（その 2）」始め 2 件においても、同様の事例が見受けられた。



ユーカリハウス天井フィルム更新その他工事



都計 3・5・118 池内猪高線街路築造工事（その 2）

安全対策については、平成 20 年度の工事監査において既に指摘している。しかしながら、今回も同様の事例が複数見受けられたのは、安全対策の必要性に対し、当局の認識が不足していることが原因ではないかと考えられる。また、抜き打ち監査において、安全対策の不備が現場で確認されたことから、他の工事においても安全対策が不十分なまま作業が行われているのではないかと危惧される。

そのため、当局の監督員は、労働災害を未然に防ぐために、安全対策を請負人任せにするのではなく、その必要性を十分に自覚した上で、現場において積極的に請負人を指導するなど、安全性が確保されるよう適切な施工監理に努められたい。（ 千種土木事務所、熱田土木事務所、中川土木事務所、名東土木事務所、道路建設課、東山総合公園管理課 ）

4 検査について

舗装工事の検査に当たり注意すべきもの

当局の請負工事検査要領では、検査は書類検査と現場検査に分類され、さらに現場検査については、出来形検査、品質検査、出来映え、破壊検査等に分類されている。そのうち破壊検査については、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが



施工後の舗装から切り取られたコアの例

困難な場合には、必要に応じて行うものとされており、舗装工事については、施工面積に応じてコア^(注)を採取し、舗装の厚さを確認することと定められている。

「市道堀田高岳線舗装道補修工事（昭一 1）及び道路整備工事」では、既設のアスファルト舗装を削り取り、新たなアスファルトを舗設する工事を行っていた。検査時にコアが採取されたか確認したところ、採取したコア、厚さの測定結果、写真等が何も保存されていなかったため、コアが採取されたかどうか確認できなかった。

舗装工事の検査に当たっては、検査時にコアを採取し、舗装の厚さを確認するとともに、その記録を保存するよう十分注意されたい。

（ 技術指導課、昭和土木事務所 ）

（注） コア

アスファルト舗装などの厚さや密度を測定するために、コアカッターなどを用いて、切り取られた円柱形の試験片のこと。

5 施設の維持管理について

(1) 施設の維持管理に当たり改善・注意すべきもの

施設の維持管理業務の委託に当たり、当局は必要な業務を仕様書に明記し、その業務が適切に行われたことを確認する必要がある。施設の維持管理が適切に行われているか調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 仕様書の見直し

「野並地区水防サイレン設備保守点検委託」では、仕様書に記載された点検対象機器の数量と、現地における点検対象機器の数量が異なっていた。本業務委託を開始した平成 14 年度から、仕様書の数量が誤ったままの状態でも委託が続けられていた。

また、「堀川水質浄化施設点検整備委託」では、年度毎に、順次異なる機器を対象に点検整備を行っていた。しかし、毎年度同じ仕様書を使用しており、その仕様書に記載されていた機器のうち、どの機器が本年度の業務委託の整備対象となるかが明記されていなかった。

維持管理業務の発注に当たっては、過去の仕様書を漫然と使用するのではなく、実際の数量や業務内容との整合の取れた仕様書となるよう改善されたい。さらに、他の維持管理業務においても同様の事例がないよう、業務の実態と仕様書の内容について再度確認し、実態と合っていない仕様書については見直しを行われたい。

イ 業務の実施確認

「複合庁舎中土木事務所ビル消防用設備等点検業務委託」の仕様書では、施設の消防用設備等の管理担当者を対象に、消防機器の取扱いや自動火災報知設備作動時の対応について、実地研修を行うことと定められている。しかし、研修が実施されたことを確認できる記録がなかった。同様に、仕様書に定められた業務が実施されたことを報告書から確認できない事例が、他に 3 件見受けられた。

施設の維持管理に当たっては、業務の履行状況や施設の状態を把握するために、報告書の内容をしっかりと確認するよう注意されたい。（中村土木事務所、緑土木事務所、道路維持課、河川工務課、ポンプ施設管理事務所、緑地維持課）

(2) 業務の実施方法を明確に定めるよう検討すべきもの

施設を安定して維持管理していくために、当局は、どの受託者であっても、当局の意向に沿って適切に委託業務が行われるよう監理する必要

がある。そのため、どのように業務を行うべきかという業務の実施方法について、マニュアルを整備するなどして、明確に定めておく必要がある。

「エネルギーセンター及び暖房空調設備等運転管理業務委託」では、広大な東山動植物園内に点在する、42 施設について、特殊な設備を含む空調設備の運転維持管理を行っていた。当局は、本件委託の実施方法について定めたマニュアルを整備しておらず、業務の実施に先立ち、毎年受託者に空調設備の運転管理方法や点検整備方法を記載した運転マニュアルを提出させ、その運転マニュアルに従って業務を行わせていた。

本件委託は、当施設の特殊な設備の運転維持管理業務について熟知している受託者と、長年に渡り特命随意契約を続けていた。このため、当局としてマニュアルを整備する必要性についての認識が欠けていたものと考えられる。しかし、本件委託は平成 22 年度より一般競争入札となっており、平成 22 年度、23 年度は従来の受託者が受注しているものの、今後は本施設について熟知していない受託者が本業務を行う可能性がある。仮に、当局としてのマニュアルが整備されていない状態で、受託者が施設について熟知しておらず、空調設備にトラブルが生じた場合、適切な対応ができず、動物園内の貴重な動物の生命が、危険にさらされる恐れがある。

今後も施設を安定して維持管理して行くために、運転手順などの運転管理方法、整備手順や点検確認項目などの点検整備方法、緊急時対応方法等、必要事項を定めたマニュアルを当局として整備するなど、業務の実施方法を明確に定めるよう検討されたい。（ 東山総合公園管理課 ）

6 その他

(1) 設置する防護柵の設計方針について検討すべきもの

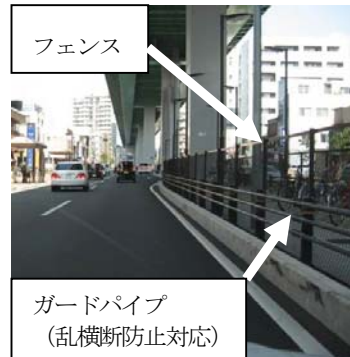
ガードパイプ等の防護柵は、歩行者等の乱横断の防止、車両の路外逸脱による歩行者等の保護など、その目的に応じた構造で設置されるものである。

「浄心第 1 自転車駐車場始め 3 か所整備工事」では、道路の中央分離

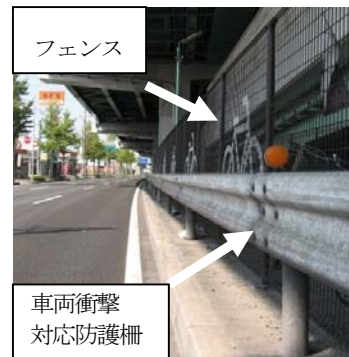
帯をフェンスとガードパイプで2重に囲い、その中に自転車駐車を設置していた。そのガードパイプは、自転車駐車場利用者を車両から保護する頑丈な基礎構造を持つものではなく、歩行者の乱横断防止程度の基礎構造としていたことから、設置目的とその必要性を確認したところ明確な回答が得られなかった。そのため、市内の同様な中央分離帯を利用した自転車駐車の防護柵設置の状況について調査したところ、車両から利用者を保護する頑丈な構造を持つもの、歩行者の乱横断防止程度のもの、或いは、既設のブロックよう壁の上に新たにフェンスを設置したものなど、さまざまな設置状況が見られた。

市内の中央分離帯を利用した自転車駐車の防護柵設置状況

防護柵の形状		箇所数
今回の事例	ガードパイプ+フェンス	2箇所
事例1	車両衝撃対応防護柵+フェンス	1箇所
事例2	乱横断防止防護柵	1箇所
事例3	ブロック (石積) よう壁+フェンス	6箇所



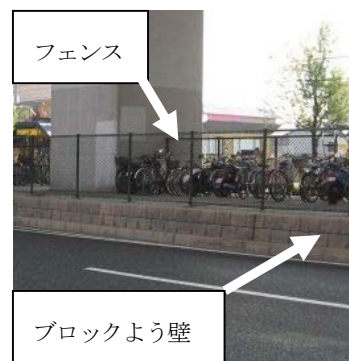
(今回の事例)



(その他の事例1)



(その他の事例2)



(その他の事例3)

今回、ガードパイプ設置の目的やその必要性が明確でなく、また、市内の中央分離帯上の自転車駐車場に設置された防護柵の設置方法が異なっていたのは、自転車駐車場にどのような防護柵を設置するかという設計上の考え方が、組織として整理されていないことが原因であると考えられる。したがって、自転車駐車場において、適切な防護柵を設置できるよう、設計方針を明確にするよう検討されたい。（自転車利用課）

(2) 保守点検委託に係る委託料の算定に当たり検討すべきもの

国土交通省の電気通信施設点検業務積算基準（以下「国の積算基準」とする。）では、国の直轄事業に係る電気通信施設の点検業務について、委託料の算定方法が定められている。

当局は、「野並地区水防サイレン設備保守点検委託」始め2件の発注に当たり、電気通信施設の保守点検委託に関する国などの公的な積算基準がないとの理由で、本件保守点検委託の内容が明らかに工事とは異なるにもかかわらず、当局が定める工事に適用する積算基準に基づき、委託料を算定していた。

しかしながら、実際には国の積算基準が存在し、また、2件の保守点検委託は、いずれも業務の内容が電気通信施設の点検であることから、これらの委託料については、国の積算基準に準拠して算定することが可能であった。

今回、当局が国の積算基準の存在に気付かず、工事の積算基準に基づいて委託料を算定していたのは、過去の業務の内容を見直すことなく、安易に前例を踏襲していたことが原因として考えられる。そのため、当局は、国や他の自治体の積算基準について調査するなど、積極的に情報収集することにより、適正に委託料を算定しなければならない。

2件の保守点検委託は、国の積算基準に基づいて委託料を算定し直すと、当局が算定した委託料と比較して安価となる。これらは、毎年繰り返して発注される委託業務であることから、基準を見直すことにより、今後の委託料の削減が期待できる。

電気通信施設の保守点検委託に係る委託料の算定に当たっては、国の

積算基準を準用するなど、その算定方法の見直しについて検討されたい。

(河川工務課)

(3) 見積り単価の採用に当たり注意すべきもの

当局の土木工事標準積算基準書及び通知文では、工事費の積算に当たり、見積りにより単価を決定する場合には、原則として異常値^(注)を除いた有効な3者以上の見積り価格を比較し、最低価格を採用することと定められている。

「万場ポンプ所電気設備工事」では、受変電設備等の見積り単価の採用に当たり、上記の定めに基づき有効な3者以上の価格を比較した上で、最低価格を採用すべきところ、見積りを徴取した3者の内2者の価格が異常値であるとして、残りの1者の価格を採用していたものや、3者すべての価格が異常値であるとして、3者の平均値を採用していたものが見受けられた。

見積り単価の採用に当たっては、土木工事標準積算基準書を遵守し、3者の見積り価格に異常値を含む場合は、追加で見積りを徴取し、有効な3者以上の価格を比較した上で適切に決定するよう注意されたい。

(河川工務課)

(注) 異常値

見積りの平均価格に対して±30%以上の差異のある価格。

第3 随時（抜き打ち）監査

1 監査の概要

日々刻々と変化する工事現場において、日常的な施工監理が適切に行われているか確認するため、施工中の工事から「市道高商東線歩車共存道路整備工事」始め12件を抽出し、直前に通告を行い工事現場に出向く随時（抜き打ち）監査を実施した。

監査に当たっては、道路利用者に対する工事情報の周知、作業員の安全確保などの事項に着眼し、重点的に実施した。

2 監査の結果

抽出した工事は概ね適切な施工監理がなされていたが、一部において以下のような事例が見受けられた。

(1) 道路工事に伴う標示板の設置

標示板は、道路工事の施工に当たり、工事情報を道路利用者に周知させるとともに、安全かつ円滑な通行を確保するため、必要なときに適切な場所へ設置されるものである。

「市道高商東線歩車共存道路整備工事」では、施工箇所を段階的に移動して行う道路工事に当たり、車両通行止の標示板を設置していた。しかし、施工箇所の移動に伴い、車両の通行が可能となっていたにもかかわらず、車両通行止の標示板が設置された状態のままとなっていた。

また、「主要地方道（市道）東海橋線舗装道補修工事（港－3）」では、道路工事の施工途中に道路の段差を予告する標示板を設置していた。しかし、標示板の前に障害物があったため、道路の段差を予告する標示板が確認しにくい状態となっていた。

道路工事の施工に当たっては、道路利用者へ正確な工事情報を分かりやすく周知するため、工事の進捗状況や現場条件を考慮した上で、適切な場所に標示板を設置するよう請負人に指導されたい。

なお、当局では指摘に基づき標示板の設置について直ちに是正を行っている。



「車両通行止」標示板の設置状況



「段差あり」標示板の設置状況

(2) 建設機械を使用する作業の安全対策

労働安全衛生規則では、誘導者を配置することなく運転中の建設機械と接触する恐れのある箇所に作業員を立ち入らせてはならないと定められている。

「都計3・1・29江川線電線共同溝設置工事（西郊通工区）（22-1）」では、電線管路の埋設に当たり、建設機械を使用していた。しかし、運転中の建設機械と接触する恐れのあるアームの旋回半径内において、誘導者を配置することなく作業員が作業を行っていた。

建設機械を使用する作業に当たっては、作業員の安全を確保するため、労働安全衛生規則を遵守するよう請負人に指導されたい。



建設機械を使用する作業

第4 意見

監督員の役割の重要性について

工事の施工において、監督員は請負人に対して指示や協議を行うなどの権限を有し、工事を契約図書に基づき安全かつ適正に行う上で、非常に重要な役割を担っている。そのような中、当局においては、監督員が行う業務内容及び監督基準を定めた工事監督指針を作成し、工事の品質確保の推進を図っている。

今回の監査では、重点事項として過去において当局に指摘した事項が、横断的に各職場で活用されるよう周知徹底が図られているか否かについて確認を行った。その結果、公園の造成工事において出来形管理を行う際に、

地盤の高さの出来形管理計画を監督員が確認していなかった事例が複数見受けられた。このことは、平成 21 年度にも指摘しており、あわせて、施工監理を行うに当たっての監督員の役割の重要性についての意見も述べたところである。

造成後の地盤の高さは、公園内の排水や設置する施設を計画する上で、基礎となるものであり、設計値と異なった高さで施工した場合、その影響は非常に大きいことから、その出来形管理は極めて重要なものである。今回の指摘は、多くの工事を実施するなかでの限られた事例ではあろうが、指摘事例を見る限り、監督員はその役割の重要性について十分な自覚を持たず、請負人任せとなっていたものと思料される。

工事によっては、仮に竣工時の検査において重大な欠陥が判明した場合、多大な時間をかけて修復工事を行う必要があり、取り返しのつかない状況も起こり得る。

こうしたことから監督員は、施工の計画・実施の各段階において、出来形管理、品質管理などが適正に行われるよう、綿密に施工状況を確認しなければならない。当局においては、今回の指摘の原因を掘り下げ、どのようにして周知徹底するか、その方法を検討し、同様な誤りが生じないようにするとともに、工事を完成させるひとつひとつの過程において、監督員が極めて重要な役割を担っているという強い意識を持って、監督業務を実施するよう指導されたい。

- 1 監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査
- 2 監 査 対 象 健康福祉局
財政局契約部（健康福祉局関連事務に限る）
- 3 監 査 期 間 平成23年 7月11日から
平成24年 1月30日まで
- 4 監 査 結 果

第1 監査結果の概要

1 監査の概要

今回の監査では、健康福祉局及び財政局契約部における平成22年4月1日から平成23年3月31日までに完成した工事及び平成23年3月31日現在施工中の工事234件から57件、並びに調査・設計及び保守管理委託116件から33件を抽出した。

監査に当たっては、工事の設計・積算・施工・検査及び委託業務などが適正に執行されているかといった視点に加え、①工事・業務委託の執行に当たり、基本事項が適切に行われているか、②施設の維持管理業務は適切に行われているか、③検査は適正に行われているかの3項目を重点項目として、書類審査及び現地調査を行った。

監査の結果、一部に注意、検討、改善を要する事例が見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項の要点

(1) 施設の維持管理について

点検結果報告書の確認に当たり注意すべきもの

(2) その他

随意契約に係る事務手続きに当たり改善すべきものなど3件

3 意見

契約事務に関する制度と指摘事項の横断的な活用について

第2 指 摘 事 項

1 施設の維持管理について

点検結果報告書の確認に当たり注意すべきもの

施設の維持管理に係る業務委託において、点検結果報告書は、保守点検業務が適切に実施されたかを確認するための業務の成果品であり、施設の劣化状況等を正確に把握するために、必要な点検結果が記録されたものでなければならない。

「八事斎場中央監視業務委託」では、火葬設備・冷暖房設備の監視業務や保守点検業務を行っていた。その点検結果報告書を確認したところ、火葬設備の定期点検について、3 か月点検の点検結果報告書は、年間4回分の点検結果が必要なところ3回分しか作成されておらず、6 か月点検の点検結果報告書は、年間2回分の点検結果が必要なところ1回分しか作成されていなかった。また、冷暖房設備や集塵装置^{しゅうじん}等の定期点検では、仕様書に基づく点検の結果について点検結果報告書の記載が不足しており、集塵装置においては、点検結果の書式が仕様書で定められた書式と異なっていた。

施設の維持管理に係る業務委託に当たっては、受託人に対し、仕様書に基づく適切な点検結果報告書を提出させるよう指導するとともに、点検結果報告書の内容を十分に確認するよう注意されたい。

(八事霊園・斎場管理事務所)

2 その他

(1) 随意契約に係る事務手続きに当たり改善すべきもの

当局の発注する工事及び業務委託は、その規模が比較的小さく、契約種別の多くが随意契約であることから、14 課公所を対象に随意契約の工事及び業務委託を 85 件抽出し、その事務手続きについて調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 予定価格の設定

4 課公所で執行された 13 件の工事及び業務委託では、名古屋市契約規則において、あらかじめ定めなければならないとされている予定価格が定められていなかった。また、4 課公所で執行された 9 件の工事及び業務委託では、契約金額の妥当性を判断する基準である予定価格が、明確な根拠に基づいて定められていなかった。

イ 契約規則で定められている必要事項の契約書又は請書への記載

契約規則で定められている必要事項を契約書又は請書に記載しなければならない 30 万円以上の工事及び業務委託 62 件の内、10 課公所で執行された 24 件の工事及び業務委託では、かし担保責任、監督又は検査の方法、履行の遅滞その他債務不履行の場合の遅延利息など、契約規則で定められている必要事項が契約書又は請書に記載されていなかった。

ウ 請書や契約締結伺における工事の履行期限の設定

工事の履行期限の設定に当たっては、準備作業から工事の実施、書類の整理等を含めた一連の工事期間を勘案し適切に定める必要がある。2 課公所で執行された 14 件の工事では、現場での工事のみを想定して請書や契約締結伺の履行期限を定めていたため、完了届が履行期限を 1 ヶ月程度過ぎた後に提出されていた。また、履行期限が請書と契約締結伺で異なっている事例も見受けられた。

随意契約に係る事務手続きに当たっては、契約規則などにに基づき適正に行うとともに、履行期限を適切に設定するよう改善されたい。また、今回のように多数の課公所における誤りを防ぐため、契約規則で定められている必要事項を整理して、当局として標準的な契約書又は請書のひ

な形を作成するよう改善されたい。

なお、今回の指摘事例には、平成 19 年度の工事監査において、既に指摘した事例も含まれている。そのため、当局は、今回の指摘事項が横断的に活用されるよう周知徹底を図ることで、今後同様の指摘がないよう改善されたい。（ 寿荘、寿楽荘、希望荘、保護課、厚生院、植田寮、保健医療課、中央看護専門学校、八事霊園・斎場管理事務所、動物愛護センター、食肉衛生検査所、衛生研究所 ）

(2) 工事等の発注に当たり改善・検討すべきもの

ア 経済性を発揮するため一括して契約するよう改善・検討すべきもの

地方自治法では、地方公共団体が行う契約は、原則として一般競争入札により行うこととされているが、要件を満たす場合には随意契約とすることが認められている。地方自治法施行令及び名古屋市契約規則では、予定価格が契約の種類に応じて定める額（工事の場合は 250 万円）を超えない場合は随意契約によること（以下「少額随意契約」という。）ができると定められている。

「八事霊園内墓参道舗装工事」始め 4 件では、それぞれを少額随意契約として、同一請負人と契約していた。しかし、これら 4 件は類似する工事であったため、契約を一括することで競争入札とすることが可能であった。また、その他複数の施設において、少額随意契約を一括することが可能な事例が見受けられた。

複数の契約を一括することで、より競争性が発揮される契約にできる可能性があるほか、スケールメリットを生かして工事費や業務委託費が削減できる可能性もある。また、事務の効率化といったメリットも考えられる。今後は特別の理由がない限り、契約を一括することができるものについては、一括するよう改善されたい。

なお、当局に対しては、平成 19 年度の工事監査で、合理的な理由もなく分割発注しないよう指摘がなされていたが、今回も同様の事例が見受けられた。そのため、全ての部署において発注計画の作成・見直しを行うなど、今後の方策について検討されたい。

イ 少額随意契約における業者選定に当たり検討すべきもの

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律では、公共工事における透明性の確保及び公正な競争の促進が求められている。また、名古屋市契約事務手続要綱では、見積書の徴取に当たっては、地元中小企業者の受注の機会の増大について配慮するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を考慮して、特定の者に偏らないようにしなければならないと定められている。

予定価格 250 万円以下の工事の発注状況について調査したところ、八事霊園・斎場管理事務所の土木工事 49 件のうち、3 者で 34 件（約 7 割）が契約されていた。

また、複数の見積書の徴取が必要な予定価格 30 万円を超える工事の見積り業者について調査したところ、八事霊園・斎場管理事務所が発注した「八事霊園内墓参道舗装工事」始め 4 件では、3 者の見積り業者がすべて同じで、契約業者もすべて同じであった。また、同様の事例が、八事霊園・斎場管理事務所や寿荘で複数見受けられた。

契約に際し、特定の業者を優先することは、その業者との癒着が生じる恐れがある。公共工事では、たとえ少額の随意契約であっても透明性と競争性が求められるため、透明性が確保され、公正な競争が促進されるよう業者選定基準を作成するなど、業者の選定方法を検討されたい。（ 寿荘、寿楽荘、厚生院、八事霊園・斎場管理事務所 ）

(3) 監督及び検査に係る事務について改善・検討すべきもの

名古屋市契約規則では、監督及び検査は、それぞれ市長の指定する職員（以下、「監督員」「検査員」という。）が行うよう定められている。

監督及び検査に係る事務の執行状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 監督員、検査員の指定

「八事斎場消防設備保守点検委託」始め 8 件では、監督員及び検査員の双方の指定が、「衛生研究所における電気設備の維持点検業務委託」始め 7 件では、監督員の指定が、それぞれ行われていなか

った。

また、「中村保健所等複合施設消防用設備等点検等委託」では、あらかじめ指定された検査員の人事異動に伴い、後任の職員が検査を行っていたが、検査員の変更指定が行われていなかった。

イ 指定された検査員とは異なる職員による検査

「動物愛護センターにおける犬舎自動追込機処分機保守委託」では、別々の職員が検査員と監督員に指定されていたが、検査員ではなく、監督員が検査を行っていた。

ウ 監督員と検査員の兼務

「熱田荘サッシ改修工事」始め 13 件では、同一の職員が監督員と検査員に指定され、職務を兼ねていた。

監督及び検査に係る事務の執行に当たっては、契約規則に従い、監督員及び検査員を指定するよう改善するとともに、指定された職員は、適正な業務の執行に努められたい。

監督員と検査員の兼務の良否については、契約規則に定めないものの、同一の職員による兼務は、厳正な検査が行えないばかりか、監督時に見落としした事項を、検査でも発見できない可能性がある。また、国の予算決算及び会計令（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）では、監督と検査の兼職の禁止が定められている。そのため、原則として監督員と検査員は、異なる職員を指定されたい。また、例外的に監督員と検査員を兼務させる場合は、契約の規模、種類、性質等を考慮した上で、適用する条件について検討されたい。

なお、事例アについては、平成 19 年度の工事監査において既に指摘している。そのため、当局は、今回の指摘事項が横断的に活用されるよう周知徹底を図ることで、今後同様の指摘がないよう改善されたい。

（ 寿楽荘、保護課、保健医療課、中央看護専門学校、八事霊園・斎場管理事務所、食肉衛生検査所、動物愛護センター、衛生研究所 ）

第3 意 見

契約事務に関する制度と指摘事項の横断的な活用について

健康福祉局に対しては、平成 19 年度に実施した前回の監査において、契約の基本的な事務手続きを誤っている事例や、監督員及び検査員を指定していない事例、合理的な理由もなく工事や委託業務を分割している事例など、契約事務の執行方法について指摘した。その指摘に対し、平成 20 年 6 月 2 日には、周知徹底を行い措置済であるとの報告を受けているが、措置から 3 年を経過していることから、今回の監査においても、契約事務の執行が適正に行われているか再度調査した。

監査の結果、次頁の表のとおり、前回の監査で指摘を受けた課公所においては、その際指摘を受けた事項について、概ね改善されている状況が見受けられた。しかしながら、前回の監査で直接指摘を受けていない一部の課公所においては、予定価格を設定していない事例、監督員及び検査員を指定していない事例など、前回の監査と同様の指摘が今回も見受けられた。

その原因として、契約事務を担当する職員は、専ら契約事務に従事している訳ではないため契約事務に精通しておらず、また、課公所内外において相談できる仕組みも整っていないことにより、それぞれの職場において安易に前例を踏襲して契約事務を行っているのではないかと思料される。他方、局内への指摘事項の周知は、主として文書の発送により行われているため、直接指摘されていない課公所の職員には、指摘の内容が十分認識されていないのではないかと懸念される。

当局においては、説明会や研修を実施するなどにより、指摘事項が全局的に活用されるよう周知し、職員の指摘に対する意識の向上を図るとともに、財政局のトピックスとしてイントラネットに掲載された「競争性のある契約の推進のために」や、「契約事務研修資料」の活用を促すなどにより、職員の契約事務についての習熟度の向上を図ることで、適正な契約事務の執行に努められたい。

表；今回の監査で指摘した事項の適否と前回の監査で指摘した事項の改善状況

課公所	抽出番号	予定価格の設定	監督員の指定	検査員の指定
保護課	1 1	×	○	○
厚生院	1	○	○	○
植田寮	5 2	○	○	○
中央看護専門学校	2 3	○	×	×
	5 7	×	×	×
	5 8	×	×	×
	5 9	×	×	×
	6 0	○	×	×
	6 1	○	×	×
八事霊園 ・斎場管理事務所	2	○	○	○
	4	○	○	○
	5	○	○	○
	6	○	○	○
	7	○	○	○
	1 5	○	×	×
	7 6	○	○	○
動物愛護センター	8 1	×	○	○
衛生研究所	1 2	×	×	×
	2 4	×	×	○
	2 5	×	×	○
	6 2	×	×	○
	6 3	×	×	○
	6 4	×	×	○
	6 5	×	×	○
	6 6	×	×	○

○：良 ×：否

：前回の監査で指摘した事項

- 1 監 査 種 別 定期監査（工事監査）及び行政監査
- 2 監 査 対 象 総務局
財政局契約部（総務局関連事務に限る）
- 3 監 査 期 間 平成23年 7月11日から
平成24年 2月 8日まで
- 4 監 査 結 果

第1 監査結果の概要

1 監査の概要

今回の監査では、総務局及び財政局契約部における平成22年4月1日から平成23年3月31日までに完成した工事及び平成23年3月31日現在施工中の工事150件から13件、並びに調査・設計及び保守管理委託37件から15件を抽出した。

監査に当たっては、工事の設計・積算・施工・検査及び委託業務などが適正に執行されているかといった視点に加え、①工事・業務委託の執行に当たり、基本事項が適切に行われているか、②施設の維持管理業務は適切に行われているか、③検査は適正に行われているかの3項目を重点項目として、書類審査及び現地調査を行った。

監査の結果、一部に注意、検討、改善を要する事例が見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

2 指摘事項の要点

(1) 検査について

業務委託における成果物の確認に当たり注意・検討すべきもの

(2) その他

監督員及び検査員の指定に当たり改善すべきものなど3件

3 意見

契約事務の適正な執行について

第2 指 摘 事 項

1 検査について

業務委託における成果物の確認に当たり注意・検討すべきもの

業務委託の検査は、支払いの根拠として業務が適正に実施されたかを確認するための重要なものであり、受託者から提出される報告書及び関係書類等により行う必要がある。

「ネットワーク監視業務委託」では、名古屋市のネットワークを正常かつ安定的に稼働させるために、1年を通じてネットワークの稼働状況を監視していた。本件委託では、日次報告書や不正アクセスの監視報告書等を毎月の業務の成果物として受託者に提出させ、委託料を毎月の特定日に支払っていた。その検査の実施に当たっては、日次報告書により業務内容を確認してはいたものの、監視報告書など必要な一部の成果物が検査の段階で提出されていなかったため、その内容を確認しないまま合格としていた。

検査の実施に当たっては、必要な成果物全ての確認を行うよう注意されたい。

また、今回の事例が発生した原因としては、監視報告書等の作成に当たり、1ヶ月分の不正アクセスの情報分析などに一定の時間を要するため、毎月の支払い日に間に合わないことから、監視報告書等が提出されないまま検査を行っていたものと考えられる。そのため、成果物の提出時期や支払い時期を受託者と調整するなど、適正な検査が実施された上で支払いを行う方法について検討されたい。（ 情報化推進課 ）

2 その他

(1) 監督員及び検査員の指定に当たり改善すべきもの

名古屋市契約規則では、監督及び検査は、それぞれ市長の指定する職員（以下、「監督員」「検査員」という。）が行うよう定められている。

監督及び検査に係る事務の執行状況を調査したところ、28 件の工事及び業務委託の内、その 9 割以上に当たる 26 件において、監督員の指定が行われていなかった。また、その内の 17 件については、検査員の指定も行われていなかった。

監督員は、業務の過程において、契約内容が適正に履行されているかを、また、検査員は、契約代金の支払いに当たり、契約内容が確実に実施されたかを確認する重要な職責を担っている。それぞれの責任の所在を明確にするためにも、監督員及び検査員を指定するよう改善されたい。

（ 総務課、法制課、市政資料館、安全衛生課、情報化推進課、男女平等参画推進室、名古屋市職員共済組合 ）

(2) 予定価格の設定に当たり注意・検討すべきもの

名古屋市契約規則では、全ての契約において、予定価格を設定するよう定められているが、「東庁舎吸収冷暖房機冷媒箱取替工事」始め 9 件では、予定価格が設定されていなかった。

予定価格は、契約金額の妥当性や、契約方法を決定したりする際の判断基準となる重要なものである。今後は、契約規則に基づき、予定価格を設定するよう注意されたい。

また当局は、不適正な予定価格が設定される危険性をなくすために、金入設計書の積算をした職員とは別の職員が、予定価格を定めることが望ましいとの考えから、事務連絡文書で、予定価格調書は、原則として、金入設計書を作成した職員とは別の職員が起案すると定めている。

「文書管理システム保守・運用業務委託」では、予定価格調書と金入設計書をそれぞれ別の職員が積算・起案していたが、予定価格調書起案者の積算金額よりも、金入設計書起案者の積算金額の方が安いにもかかわらず、割高な予定価格調書起案者の積算金額を、予定価格として採用

していた。

予定価格が、特別の理由なく金入設計書の積算金額を上回ることは合理的ではない。予定価格の設定に当たっては、予定価格調書起案者は金入設計書起案者の積算についても考慮し、より経済的な予定価格となるよう注意されたい。また、本件の予定価格調書起案者は、予定価格の設定に当たり、予定価格が金入設計書の積算金額を上回ることに對して問題意識を持っていなかった。このため、予定価格の設定における基本的な考え方について周知するなど、今後同様の事例がないよう検討されたい。

（ 総務課、法制課 ）

(3) 契約書又は請書の作成に当たり注意すべきもの

「文書管理システム保守・運用業務委託」始め8件では、契約代金の支払又は納付の方法、契約保証金に関する事項、監督又は検査の方法といった、契約規則で定められている必要事項が契約書又は請書に記載されていない事例が見受けられた。

契約書又は請書の作成に当たっては、契約規則で定める必要事項を記載するよう注意されたい。（ 総務課、法制課、市政資料館、男女平等参画推進室、名古屋市職員共済組合 ）

第3 意 見

契約事務の適正な執行について

総務局については、平成14年に実施して以来9年ぶりの工事監査の実施となったことから、工事及び業務委託の執行における基本的な事務手続きが適正であるかについて、改めて重点的に監査した。

監査の結果、抽出した工事及び業務委託の執行に当たって、監督員及び検査員の指定が行われていない事例や、予定価格が設定されていない事例、また、契約書又は請書に必要な事項が記載されていない事例など、基本的な事務手続きの誤りが見受けられた。

これらの誤りの原因として、当局においては、契約の件数が比較的少なく、担当職員は契約事務を行う機会を十分に得られていないことから、それぞれの職場において安易に前例を踏襲して契約事務を行っており、前例に誤りがあっても是正できておらず、また、課公所ごとで誤りの内容も異なっていたのではないかと思料される。

当局においては、工事及び業務委託の執行に当たって、基本的な事務手続きを誤らないために、今回の指摘事項が活用されるよう各課公所において周知徹底を図るとともに、当局において契約される工事及び業務委託の契約書又は請書の内容に食い違いが生じないように、契約書のひな形を作成し事務を改善する方法により、適正な契約事務の執行に努められたい。

1 監 査 種 別 随 時 監 査

2 監 査 対 象 消防局
港消防署

3 監 査 期 間 平成23年12月16日から
平成24年 2月 8日まで
(実地検査：平成23年12月16日)

4 監 査 結 果

第1 監査結果の概要

本市では、平成19年度に判明した不適正な会計処理の再発防止策の一つとして、平成21年度より、これまであらかじめ監査対象に実施の通知をしたうえで行ってきた監査とは別に、実地検査当日まで通知せずに抜き打ちで行う随時監査を実施している。

今回の監査は、財務に関する事務のうち、「職員が直接現金等を扱う業務」が不適正な会計処理に結びつくリスクが高いと考え、消防局港消防署（以下「港消防署」という。）において、主として実地検査当日における現金、金券類等の出納保管に関する事務について、関係帳票等を調査した。

監査の結果、一部に注意・改善を要する事例が見受けられた。今後の事務執行に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第2 指摘事項

1 会計規則に基づき、つり銭用の現金の保管換を受けるよう改善すべきもの

港消防署では、名古屋市消防関係事務手数料条例に基づき、各種手数料を窓口において収納しており、ほぼ毎日のように、各種手数料（公金）の収納に対応する必要があるが、名古屋市会計規則等に基づき、市会計管理者から保管換を受けた現金をつり銭として用意していなかった。

消防局によると、申請者の所持している現金ではつり銭が必要となる場合には、港消防署の親睦会（私金）の現金で事前両替した後に申請させていたとのことであるが、現在の状況は、私金を公金収納の際のつり銭として用いていたものと判断される。

こうした公金と私金との混同がある状態は、職員の公金意識が希薄になる恐れがあり、さらには、不適正な会計処理が発生するリスクにも繋がりがねない。港消防署にあっては、職員の公金意識の徹底に努め、つり銭用現金は、会計規則等に基づき保管換を受けるよう改善されたい。

2 その他事務処理上注意すべきもの

(1) 予算主管課の長による前渡金出納簿の査閲を受けていないもの

なお、(1)については、調査の後、必要な措置が講じられた。

- 1 監 査 種 別 出資団体監査
- 2 監 査 対 象 財団法人名古屋市教育スポーツ協会
(事務所所在地:南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16)
(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む)
- 3 監 査 期 間 平成23年 5月31日から
平成23年12月19日まで
- 4 監 査 結 果

(財団法人名古屋市教育スポーツ協会分)

第1 監査結果の概要

教育委員会所管の出資団体である財団法人名古屋市教育スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき出納その他の事務の監査を実施した。

スポーツ協会の基本財産は1億2,000万円であり、本市が6,000万円を出捐している。

平成22年度において、本市は、スポーツ協会に対して、名古屋市教育スポーツ振興事業推進補助金等に対する補助金2億2,366万円を交付している。

また、本市はスポーツ協会を、公の施設である名古屋市総合体育館始め24施設の指定管理者に指定し、平成22年度において指定管理料23億7,058万円を支出している。

今回の監査は、スポーツ協会の事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか、経理処理は適切か、財務諸表は基礎となる諸帳簿に基づいて適正に作成されているかなどについて、主として平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、経理事務等において、一部に注意・検討・改善を要する事例が見受けられたので、今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第2 事業の概要

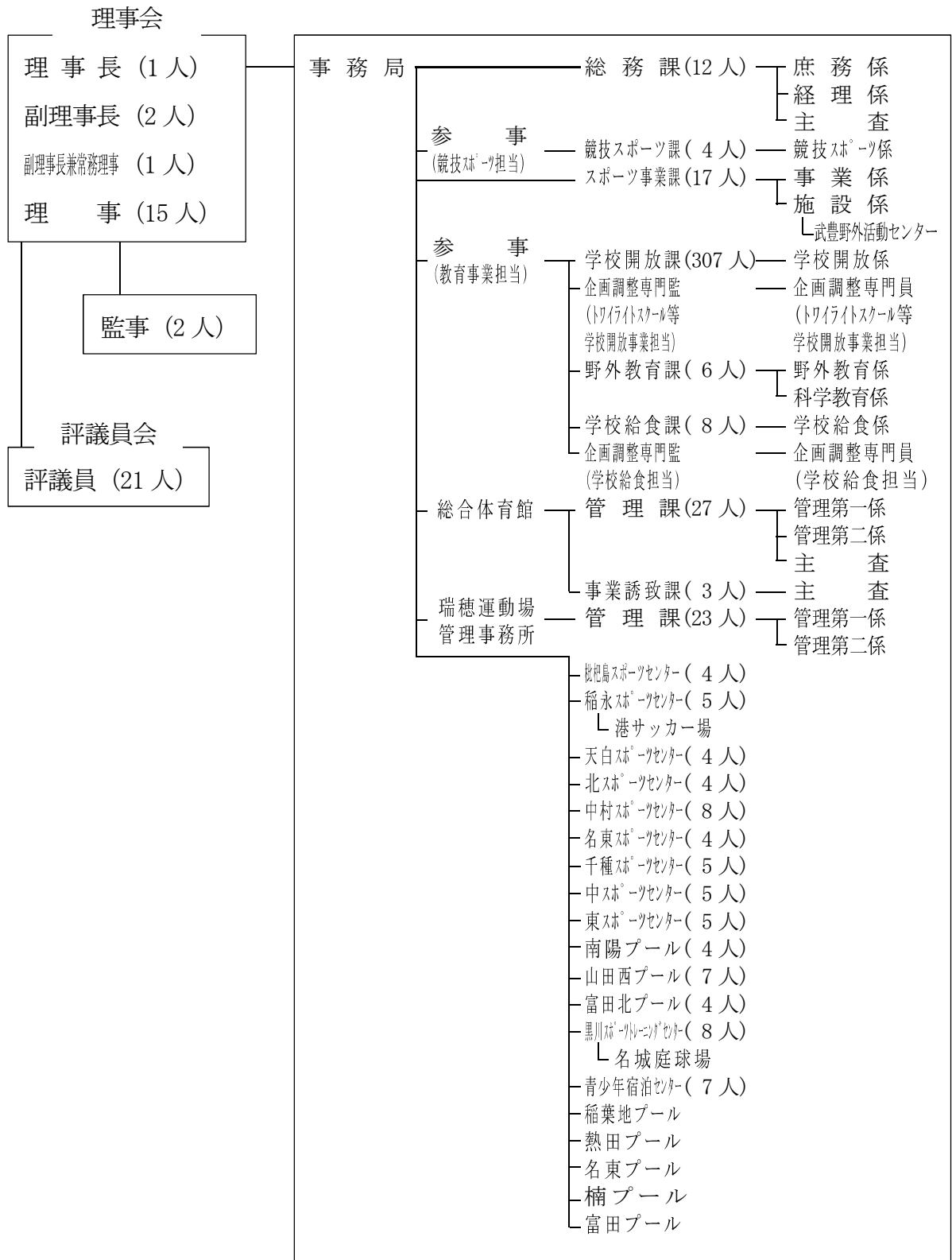
1 概 況

スポーツ協会は、名古屋市民のスポーツ・レクリエーションの普及振興事業や、名古屋市の体育施設の管理運営を行い、もって名古屋市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、昭和58年10月に「財団法人名古屋市スポーツ振興事業団」という名称で設立された。その後、平成10年4月には、新たにトワイライトスクールなど、教育の振興に資する事業を行うことが寄付行為の目的に加えられ、名称も「財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団」へと変更された。また、平成18年4月には、財団法人名古屋市学校給食協会と統合し、学校給食に係る事業を目的に加え、さらに、平成22年4月には、財団法人名古屋市体育協会と合併し、名称を現在の「財団法人名古屋市教育スポーツ協会」と改め、アマチュアスポーツの普及促進に係る事業を開始している。

主な事業内容は、①アマチュアスポーツの振興、②スポーツ・レクリエーションの普及振興、③スポーツ大会及び講習会の開催及び協力、④スポーツに関する調査・研究及び啓発・情報提供、⑤スポーツ功労者の表彰、⑥名古屋市から委託を受けた体育施設等の管理運営、⑦名古屋市から委託を受けた学校施設の開放及び野外教育活動、⑧学校給食の物資調達及び普及奨励等である。これらの事業を運営するため、理事会、評議員会及び事務局が置かれ、職員数は490人（嘱託員376名を含む。）である。スポーツ協会の機構及び職員配置状況は、第1表のとおりである。

第1表 機構図

(平成23年3月31日現在)



2 事業状況

(1) アマチュアスポーツの振興

市内の小・中・高校生の優秀選手等に対し適切な指導を実施する競技団体のジュニア競技力向上事業及び市内の競技団体が実施する審判員・指導者養成事業について補助等を行った。平成 22 年度の主な事業実績は第 2 表のとおりである。

第 2 表 競技力向上事業等の実施状況

事業名	事業実施 競技団体	参加者数
ジュニア競技力向上事業	31 団体	2,465 人
審判員・指導者養成事業	30	1,071

(2) スポーツ・レクリエーションの普及振興

名古屋市が策定した「なごやマイ・スポーツ推進プラン」に沿い、スポーツ教室、スポーツ指導・スポーツ相談事業を開催し、市民の体力づくりに寄与するとともに、スポーツ少年団の各種活動の支援を行った。スポーツ教室等の実施状況は第 3 表のとおりである。

第 3 表 スポーツ教室等の実施状況

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
スポーツ 教室等	定期教室	354 教室	352 教室	370 教室
	随時・体験型	117 事業	122 事業	141 事業
スポーツ 指導	トレーニング	延べ58,904 人	延べ62,481 人	延べ71,707 人
	水 泳	延べ14,987 人	延べ14,907 人	延べ15,239 人
スポーツ 相 談	スポーツ医事相談	97 人	90 人	90 人
	スポーツ障害相談	329 人	329 人	364 人
	スポーツ実践相談	275 人	322 人	699 人

(3) スポーツ大会及び講習会の開催及び協力

「市民スポーツ祭」、「なごやマイ・スポーツフェスティバル 2010」など市民が気軽に参加できるスポーツ大会やイベントの開催、及び、「2010 名古屋フィギュアスケートフェスティバル」など競技会等への後援を行った。

(4) スポーツに関する調査・研究及び啓発・情報提供

施設の利用者に対するアンケートを実施し、その結果をもとに研究・分析を行い、市民・利用者にとって「安全・安心・快適」な施設運営を行った。

また、スポーツ情報誌の編集・発行、ホームページでの情報提供などの情報提供事業を実施した。

(5) スポーツ功労者の表彰

競技会等で優秀な成績を収めた選手や地域スポーツの発展・選手育成に功労があったものなど、市の体育・スポーツの向上発展に寄与し、協会の運営並びに事業遂行に貢献した個人及び団体を表彰した。

(6) 名古屋市から委託を受けた体育施設等の管理運営

名古屋市のスポーツ・レクリエーション施設の指定管理者として、平成 22 年度においては、総合体育館始め 24 施設の管理運営を行った。施設の利用者数及び指定管理に係る指定期間は第 4 表及び第 5 表のとおりである。

第4表 施設の利用者数

施 設 名	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	人	人	人
総合体育館	1,760,119	1,810,368	1,846,946
瑞穂運動場	1,433,723	1,477,455	1,524,827
枇杷島スポーツセンター	279,604	277,309	258,142
稲永スポーツセンター	194,076	208,157	212,881
天白スポーツセンター	315,543	317,733	318,771
北スポーツセンター	242,799	248,301	237,057
中村スポーツセンター	(328,317)	(340,414)	324,961
名東スポーツセンター	279,050	275,015	285,656
千種スポーツセンター	334,254	332,504	339,061
中スポーツセンター	253,072	250,935	252,093
東スポーツセンター	348,372	349,799	344,293
南陽プール	89,055	86,806	89,039
山田西プール	(43,131)	(42,375)	42,672
富田北プール	88,828	96,460	97,900
黒川スポーツトレーニングセンター	96,052	82,687	93,132
武豊野外活動センター	73,362	94,545	82,516
名城庭球場	86,121	82,889	85,423
港サッカー場	28,170	25,992	25,761
稲葉地プール	8,995	8,565	10,400
熱田プール	(11,165)	11,523	13,734
名東プール	11,948	12,260	15,329
楠プール	6,991	5,948	5,991
富田プール	(8,177)	9,312	10,344
青少年宿泊センター	(84,113)	82,469	84,437

※ スポーツ協会が平成 22 年度に管理運営していた 24 施設について、平成 20・21 年度実績を表示。

※ ()内の数字は、スポーツ協会以外の指定管理者の管理によるもの。なお、青少年宿泊センターの平成 20 年度実績は市の直営によるもの。

第5表 指定管理に係る指定期間

施 設 名	指 定 期 間
総合体育館、稲永スポーツセンター、 天白スポーツセンター、北スポーツセ ンター、千種スポーツセンター、東ス ポーツセンター、港サッカー場	平成 20 年 4 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日（4 年間）
稲葉地プール、熱田プール、名東プー ル、楠プール、富田プール	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 23 年 3 月 31 日（2 年間）
瑞穂運動場、枇杷島スポーツセンター、 中村スポーツセンター、名東スポーツ センター、中スポーツセンター、南陽 プール、山田西プール、富田北プール、 黒川スポーツトレーニングセンター、 武豊野外活動センター、名城庭球場	平成 22 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日（4 年間）
青少年宿泊センター	平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日（4 年間）

(7) 名古屋市から委託を受けた学校施設の開放及び野外教育活動

子どもたちの遊びや学び、体験、地域の人々の知識や経験を生かした世代間交流を図ることなどを目的とするトワイライトスクール、トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業の良い面を取り入れながら子どもたちが豊かで健やかに放課後を過ごすことができる放課後子どもプランモデル事業など学校施設の開放を実施した。平成 22 年度における学校施設の開放の実施状況は第 6 表のとおりである。

また、中津川・稲武野外教育センター等で行われる市内小・中・特別支援学校の児童生徒の野外教育活動が円滑に運営されるため、参加者のバス輸送及び給食供給事業等を行った。

第6表 学校施設の開放の実施状況

区分	実施校数
トワイライトスクール	246 校
放課後子どもプランモデル事業	10 校

(8) 学校給食の物資調達及び普及奨励

市内における学校給食の円滑な実施、運営及びその発展に寄与するため、学校給食用物資の調達、学校給食の普及・奨励等の事業を行った。平成22年度における対象校等は、第7表のとおりである。

第7表 学校給食用物資の調達の対象

区 分	対 象
小学校(国立学校1校含む)	263 校
特別支援学校、鳴海中学校	5 校
若松寮・稲武野外教育センター・ 中津川野外教育センター・野外学 習センター	4 施設

3 経 営 状 況

スポーツ協会の会計は、平成 22 年度から「公益法人会計基準（平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会公表）」を採用しており、一般会計で経理されている。平成 22 年度の正味財産増減計算書及び貸借対照表は第 8 表及び第 9 表のとおりである。

第 8 表 正味財産増減計算書

平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	
科目	平成 22 年度
I 一般正味財産増減の部	千円
1 経常増減の部	
①経常収益	
(1) 基本財産運用益	1,686
(2) 特定資産運用益	5,211
(3) 受取会費	5,148
(4) 受取受託金	2,235,510
(5) 受取指定管理料	2,370,587
(6) 受取利用料金	789,491
(7) 事業収益	5,873,445
(8) 受取補助金等	225,792
(9) 受取負担金	19,165
(10) 雑収益	62,581
経常収益 計	11,588,620
②経常費用	
(1) 事業費	11,438,900
(2) 管理費	28,699
経常費用 計	11,467,599
評価損益等調整前当期経常増減額	121,020
評価損益等計	394
当期経常増減額	121,414
2 経常外増減の部	
①経常外収益	
経常外収益 計	11,259
②経常外費用	
経常外費用 計	0
当期経常外増減額	11,259
当期一般正味財産増減額	132,674
一般正味財産期首残高	718,135
一般正味財産期末残高	850,809
II 指定正味財産増減の部	
①資産運用益	1,686
②雑収益	60,000
一般正味財産への振替額	△ 1,686
当期指定正味財産増減額	60,000
指定正味財産期首残高	60,000
指定正味財産期末残高	120,000
III 正味財産期末残高	970,809

第9表 貸借対照表

平成23年3月31日現在	
科目	平成22年度
I 資産の部	千円
1 流動資産	
現金預金（現金）	4,776
現金預金（普通預金）	1,659,380
未収金	250,922
前払金	7,193
棚卸資産（商品）	1,072
流動資産合計	1,923,345
2 固定資産	
(1) 基本財産	
投資有価証券	119,733
基本財産引当預金	267
基本財産合計	120,000
(2) 特定資産	
退職給付引当預金	36,665
退職給付引当有価証券	543,750
退職給付積立預金	2,108
退職給付積立有価証券	71,247
都市間交流引当預金	350
特定資産合計	654,121
(3) その他固定資産	
諸準備積立預金	9,522
諸準備積立有価証券	295,072
建物	1,097
建物附属設備	37
什器備品	89
電話加入権	137
リース資産	6,888
その他固定資産合計	312,845
固定資産合計	1,086,966
資産合計	3,010,311
II 負債の部	
1 流動負債	
未払金	1,256,406
未払金（受託金収入等精算金）	42,685
前受金	53,504
預り金	38,647
賞与引当金	64,573
流動負債合計	1,455,818
2 固定負債	
退職給付引当金	576,796
リース債務	6,888
固定負債合計	583,684
負債合計	2,039,502
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	120,000
（うち基本財産への充当額）	(120,000)
（うち特定資産への充当額）	(0)
2 一般正味財産	850,809
（うち基本財産への充当額）	(0)
（うち特定資産への充当額）	(77,325)
正味財産合計額	970,809
負債及び正味財産合計	3,010,311

第3 指摘事項

1 独自に作成している領収書の運用ルールをより適正になるように改善すべきもの

スポーツ協会は、東スポーツセンターにおいて各種講座・教室等を開催しており、参加者から徴収した参加料はスポーツ協会の収入となっている。

東スポーツセンターで平成23年3月に開催されたスポーツ教室に関して、「領収書（控）」、「参加申込書」、「現金出納簿」及び「公印使用認可簿」を確認したところ、人数及び金額の整合がとれていなかった。スポーツ協会によると、帳簿の記載漏れなどの誤りがあり人数等が合っていないとのことであった。

東スポーツセンターにおいてパソコンで作成している領収書は、原本と控が1組になって連番が付されているが、何組作成したかを記録しておくルールにはなっておらず、領収書（控）には領収年月日を記載する様式にもなっていない。本件において、作成したものの実際には交付していない領収書（原本）は残されておらず、領収書（原本）の交付数についてはメモ等に頼るしかない状況であった。そのため、現金出納簿と領収書（控）等との数値が一致しないなどの事例が発生していた。

同様の様式の領収書を使用している他のスポーツセンター等においても、同様の事象が発生する可能性はあるので、スポーツ協会にあっては、現金出納に係るリスクや領収書が不正使用されるリスクを減らすために、スポーツ協会が独自に作成している領収書について、様式を含めその運用方法を改められたい。

2 芝生管理業務請負について、契約内容に沿って適正に履行されるよう改善すべきもの

スポーツ協会は、名古屋市港サッカー場の芝生管理について、A社と委託契約を締結している。その契約約款では、請負会社は業務の全部又は大部分を一括して第三者に下請負させてはならず、業務の一部を第三者に下請負させようとするときは、あらかじめスポーツ協会の承諾を得、スポー

ツ協会に下請負届を提出しなければならないとされていた。当該規定により、元請A社からスポーツ協会に提出された下請負届を確認したところ、下請負内容は芝生管理全般、下請負先はB社となっていた。

さらに、当該約款においては、元請A社は業務代理人を定めたとき及び自己の有する権限の一部を業務代理人に委任するときは、書面をもってその旨をスポーツ協会に通知しなければならないと、業務代理人は業務現場に常駐しなければならないとされている。当該規定により、元請A社は自社の従業員を業務代理人としており業務に関わる一切の権限を委任しているが、作業員名簿等によると業務代理人は業務現場には常駐しておらず、常駐しているのは下請B社の従業員であった。

このような実態を見ると、当該芝生管理業務請負が元請A社から下請B社に一括下請負されていると誤解を招くような状態になっていると言える。

スポーツ協会にあつては、当該芝生管理業務請負が契約にしたがって適正に執行されるよう改善されたい。

なお、約款及び仕様書等において、同一契約書の仕様書の中で整合性がとれていない状況や仕様書の記載と委託業務の実態に齟齬がある状況が見受けられるので、契約の内容を精査し適正な状態となるよう改善されたい。

3 契約事務手続きを確実に行うことができるよう検討すべきもの

スポーツ協会は、東スポーツセンターにおいて、「プール監視及び清掃業務請負」契約及び「トレーニング室等業務請負」契約を締結している。また稲永スポーツセンターにおいても、トレーニング室にかかる同様の契約を締結している。

スポーツ協会は、契約書に添付されている仕様書に基づき、業務を遂行するに必要な物品を受託者に貸与しているが、契約書に添付されている約款に規定する借用書を、受託者から徴していなかった。

当該事例は、契約事務手続きを行った職員が単に失念していたのではなく、スポーツセンターにおける請負契約書に、標準的に添付されている約款の内容が、担当部署において周知徹底されていなかったことが原因と考えられる。

スポーツ協会においては、約款を含め契約書の内容を再点検し、契約の履行において必要となる手続き、書類等を確認するためのチェックリストを作成するなど、契約事務手続きの周知徹底を図られたい。

4 利用に供している自転車について適正に管理するよう改善すべきもの

スポーツ協会は、武豊野外活動センターにおいて、スポーツ協会が定めた武豊野外活動センター自転車貸出要領に基づき自転車の貸出を行っており、利用者から自転車の維持管理費を徴している。

それらの自転車の所在を確認したところ、市からの貸し出し備品であることを示す備品出納簿に登載された自転車の種類と台数と一致しなかった。

これは備品管理が適正に行われていないことを現しており、また、所在の明らかでない自転車を貸出し、その自転車を利用した利用者から現金を徴収していることになるので、スポーツ協会はその所在の経緯を調査し、備品管理を明確にするよう改善されたい。

5 行政財産の賃貸借について改善すべきもの

教育委員会では総合体育館において利用者の便宜のため、館内の一部を食堂・売店等としてC社と定期建物賃貸借を行っている。

貸付の箇所、面積等を現状と比較したところ、C社が本来利用者のための休憩所として開放されるべき区画を囲い込み、貸付面積の2倍以上を使用していた。

当該施設の指定管理者であるスポーツ協会においては、業者が囲い込んでいる区画は本来スポーツ協会の責任において管理すべきものであるから、教育委員会と連携して、財産管理の適正化に努められたい。

6 施設の維持管理に伴う業務委託の執行に当たり注意すべきもの

施設の維持管理に伴う業務委託において、執行状況を調査したところ以下のような事例が見受けられた。

- (1) 「名古屋市総合体育館レインボープール電気設備保守点検委託」では、電気設備の保守点検を行っていた。その仕様書を確認したところ、点検

対象である分電盤として136面を計上していたが、現地の数量は159面であったなど機器の数量が仕様書と現地とで異なっていた。また、仕様書では、ケーブルの絶縁抵抗として2つの項目を測定することとしていたが、実際は1つの項目が測定されているのみであった。

- (2) 「名古屋市総合体育館消防用設備等点検業務委託」では、消防法に基づく消防設備の保守点検を行っていた。その仕様書では、消防機関へ通報する火災報知設備や粉末消火設備について点検するよう定められていたが、積算では点検費用が計上されていなかった。また、逆に仕様書には記載されていない避難器具の点検について、積算で費用が計上されており、仕様書通りの積算がされていなかった。

スポーツ協会では、総合体育館など多くの施設の維持管理を行っており、施設利用者も多いことから、必要な業務委託をより適切に執行していくことが求められる。そのため、施設の維持管理に伴う業務委託の執行に当たっては、設備の正確な数量や実態に合った測定項目を仕様書に反映させるとともに、仕様書通りに積算業務を行うよう注意されたい。

また、今回の監査では、総合体育館の業務委託について、抽出した2件ともににおいて、それぞれ上記のような誤りが見受けられた。そのため、スポーツ協会が管理する他の業務委託についても同様の事例があるのではないかと懸念されることから、再度確認を行い、同様の事例があった場合には適切に執行するよう見直されたい。

7 野外教育事業の契約書等の作成について検討すべきもの

本市は、「名古屋市野外教育事業推進補助金交付要綱」に基づき、スポーツ協会が実施する、名古屋市立学校の野外教育事業におけるバス輸送、給食の提供及びキャンプカウンセラーの派遣業務に要する経費に対し、補助金を交付している。

野外教育事業におけるバス輸送、給食の提供等については、スポーツ協会が実施しているが、その財源となる保護者からの参加費の徴収については各学校で行われている。しかし、学校（教育委員会）とスポーツ協会との間に、スポーツ協会が実施する事業の経費を学校が徴収していることの

根拠となる契約書等が存在しておらず、参加費の徴収の際に盗難、紛失等の事故があった場合の責任分担については定められていない状況である。

スポーツ協会と教育委員会との関係を明確にする契約書等の作成について検討されたい。

8 備品の管理について注意すべきもの

- (1) 備品の配置場所変更の際に、新たな備品小票の貼付がもれているもの
- (2) 備品出納簿の登載がもれているもの

(意 見)

スポーツ協会は、これまで、事務の効率化や経費の削減などを目的に、名古屋市野外教育協会、財団法人名古屋市学校給食協会及び財団法人名古屋市体育協会を統合してきたが、統合された各団体が従前から使用していたそれぞれの執務室をそのまま引き継いで使用している。統合の効果をより一層促進するために、執務室についても整理し、必要最小限のスペースとするよう努められたい。

また、スポーツ協会が実施しているスポーツ・レクリエーション等施設の管理運営事業についてみると、現在は、総合体育館だけに導入されている利用料金制が、平成 24 年度以降その他の施設にも拡大されることとなっている。

利用料金制というものは、施設の利用料金が指定管理者の収入となるため、利用料金制が導入された施設においては、各施設の利用者数の増加を図ることが、収益の増加につながる。一方で、利用者数が減少した場合には、収入が減ることになってしまうため、指定管理者のさらなる努力・工夫が求められるものである。

スポーツ協会が管理する施設の利用者数の 5 年間の推移をみると、前年度より増加している年度もあれば減少している年度もあり、各年度でばらつきがある。利用料金制の導入以降においては、一定水準の利用者数を維持し利用料金収入を確保できなければ、施設の収支が悪化することになる。

スポーツ協会の平成 22 年度の経常収支 1 億 2 千万円余をみると、その約 8 割を施設の管理運営事業が占めるなど、施設の管理運営事業はスポーツ協会の基幹収益事業となっているため、施設の管理運営事業での収支の悪化が団体経営に直接影響することとなる。

スポーツ協会では、現在実施しているお客様満足度調査などをさらに活用分析することにより、利用率のさらなる向上を図るとともに、経費面で効率的な運営を図るなど、スポーツ施設の管理運営事業にかかる収支のさらなる向上に努められたい。

(教育委員会関係分)

第1 監査結果の概要

今回の監査は、スポーツ協会に対する出資団体監査に併せて、教育委員会所管の事務のうちスポーツ協会に対する事務について実施した。

第2 指摘事項

1 利用に供している自転車について適正に管理するよう改善すべきもの

スポーツ協会は、武豊野外活動センターにおいて、スポーツ協会が定めた武豊野外活動センター自転車貸出要領に基づき自転車の貸出を行っており、利用者から自転車の維持管理費を徴している。

それらの自転車の所在を確認したところ、市からの貸し出し備品であることを示す備品出納簿に登載された自転車の種類と台数と一致しなかった。

これは備品管理が適正に行われていないことを現しており、また、所在の明らかでない自転車を貸出し、その自転車を利用した利用者から現金を徴収していることになるので、教育委員会においては、スポーツ協会と連携してその所在の経緯を調査し、備品管理を明確にするよう改善されたい。

(スポーツ振興課)

2 武豊野外活動センターについて、適切な状態になるよう改善すべきもの

本市が名古屋市野外スポーツ・レクリエーションセンター条例により設置している武豊野外活動センターは、所在地が愛知県知多郡武豊町字下山ノ田 64 番地の 46 となっており、本市の区域外に設置した施設であるが、設置の際には、名古屋市民のみの利用に供するための施設としていたため、地方自治法で定める議会の議決を経ていなかった。しかし、現状においては、武豊町民を始め名古屋市民以外の利用が可能である施設となっている。

武豊野外活動センターは、昭和 63 年 4 月よりスポーツ協会が受託管理を

しているところであるが、教育委員会においては、武豊野外活動センターの設立の経緯を調査した上で適切な状態になるよう改善されたい。

(スポーツ振興課)

3 行政財産の賃貸借について改善すべきもの

教育委員会では総合体育館において利用者の便宜のため、館内の一部を食堂・売店等としてC社と定期建物賃貸借を行っている。

貸付の箇所、面積等を現状と比較したところ、C社が本来利用者のための休憩所として開放されるべき区画を囲い込み、貸付面積の2倍以上を使用していた。

このような状態を放置しておくことは好ましくないので、教育委員会においては、契約どおり適正な使用状況となるよう早急に業者を指導されたい。

(スポーツ振興課)

4 野外教育事業の契約書等の作成について検討すべきもの

本市は、「名古屋市野外教育事業推進補助金交付要綱」に基づき、スポーツ協会が実施する、名古屋市立学校の野外教育事業におけるバス輸送、給食の提供及びキャンプカウンセラーの派遣業務に要する経費に対し、補助金を交付している。

野外教育事業におけるバス輸送、給食の提供等については、スポーツ協会が実施しているが、その財源となる保護者からの参加費の徴収については各学校で行われている。しかし、学校（教育委員会）とスポーツ協会との間に、スポーツ協会が実施する事業の経費を学校が徴収していることの根拠となる契約書等が存在しておらず、参加費の徴収の際に盗難、紛失等の事故があった場合の責任分担については定められていない状況である。

スポーツ協会と教育委員会との関係を明確にする契約書等の作成について検討されたい。

(指導室)

5 振興会館の使用について適切な対価を受けるよう検討すべきもの

本市は、スポーツ協会に対して「名古屋市スポーツ振興会館」（以下「振

興会館」という。)の2階4階5階のフロア(2階、5階はフロアの一部)について行政財産目的外使用許可をしており、スポーツ協会の事務局総務課等が設置されている。振興会館の使用許可においては、名古屋市財産条例等の規定により無償としている。

振興会館については、平成18年4月に総合体育館に指定管理者制度を導入した際には、総合体育館の施設の一部として、スポーツ協会が管理をしていたが、現在は、総合体育館の指定管理とは別の扱いになっており、日常の建物管理業務(設備等の故障時の対応、設備等の点検及び修理時の立会いなど)をスポーツ協会に委託している。

スポーツ協会は、本市が基本財産の2分の1を出捐する財団法人であり、本市の事業との関係が深い団体ではある。しかし、スポーツ協会は、スポーツ施設等の指定管理者として他の団体と指定管理者の指定を競っている1団体であり、また、本市との競争性のある委託の契約相手ともなっていることから、現在の、事務局総務課等の団体本部を設置する事務所としての使用全てが、名古屋市財産条例に定める本市の事業を支援するための使用とは言い難いと考える。

現在、全庁的に公有財産の有効活用の取り組みが求められているところでもあることから、教育委員会においては、スポーツ協会の振興会館の使用についてスポーツ協会より適切な対価を受けるよう検討されたい。

また、振興会館においてスポーツ協会が使用している本市の備品について、その位置付けが不明確であるため、明確になるよう検討されたい。

(企画経理課、指導室、学校保健課、生涯学習課、スポーツ振興課)

6 備品の管理について、スポーツ協会への指導を徹底するなど、適切な管理となるよう注意すべきもの

- (1) 備品の配置場所変更の際に、新たな備品小票の貼付がもれているもの
- (2) 備品出納簿の登載がもれているもの

(意見)

教育委員会がスポーツ協会と実施している学校給食事業については、平

成 20 年度の包括外部監査において、教育委員会、学校、スポーツ協会（当時は財団法人名古屋市教育スポーツ振興事業団）の間の法律関係を契約書等により書面化することなどの指摘を受けている。また、平成 21 年度の包括外部監査において、学校給食費の公会計化の必要性が指摘されている。

それらの指摘を受け、教育委員会はスポーツ協会との間でそれぞれの役割を明確にする覚書を結ぶとともに、平成 21 年度より学校徴収金検討委員会を設置して学校給食費の徴収方法等について検討を行った。検討の結果、学校給食費の公会計化を図るという方向性を確認したところである。

学校給食費の公会計化により、市が債権者となり徴収強化を図ることで給食費負担の公平性が担保され、学校現場での事務負担の軽減が図られるなどの効果が考えられる。しかし、そのためには学校給食費の調定業務及び給食数管理等のシステム化が必要として未だ実現していない状況である。

学校給食費の公会計化については、システムの開発・維持の経費の課題もあるが、会計処理上のリスク回避も望めることから、財政状況を勘案した上で、公会計化を実現できるよう努められたい。

- 1 監 査 種 別 出資団体監査
- 2 監 査 対 象 財団法人名古屋市中小企業共済会
(事務所所在地：千種区吹上二丁目 6 番 3 号)
(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む)
- 3 監 査 期 間 平成 23 年 7 月 8 日から
平成 24 年 2 月 8 日まで
- 4 監 査 結 果

(財団法人名古屋市中小企業共済会分)

第 1 監査結果の概要

市民経済局所管の出資団体である財団法人名古屋市中小企業共済会(以下「共済会」という。)について、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき出納その他の事務の監査を実施した。

共済会の基本財産は、平成 22 年度末において、1 億 2,000 万円であり、本市が全額を出捐している。

平成 22 年度において、本市は共済会に対して、退職金共済事業及び福利厚生事業に対する補助金として 2 億 95 万円を交付している。

今回の監査は、共済会の事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか、経理処理は適切か、財務諸表は基礎となる諸帳簿に基づいて適正に作成されているかなどについて、主として平成 22 年度(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)の事務について調査した。

監査の結果、経理事務等において、一部に注意を要する事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2 位を四捨五入した。

したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

1 概 況

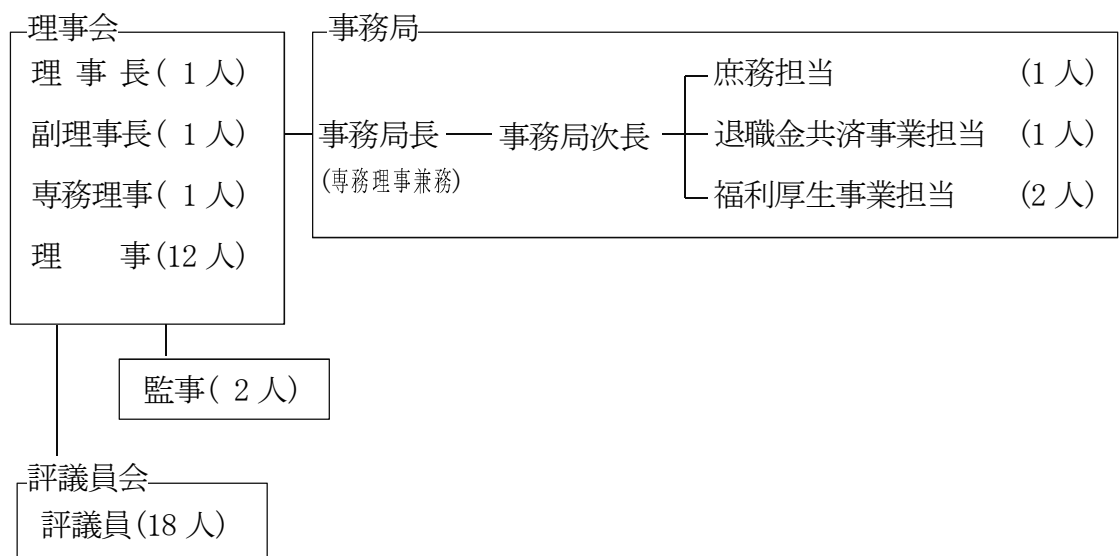
共済会は、名古屋市内に主たる事業所を有する中小企業者による退職金共済制度及び福利厚生制度を確立し、もってこれらの中小企業者の雇用する従業員の福祉の増進と企業の振興に寄与することを目的に、財団法人名古屋市中小企業福利協会（昭和45年11月設立）と財団法人名古屋市中小企業従業員退職金共済会（昭和50年9月設立）を統合し、昭和55年11月に設立された。

主な事業内容は、①従業員の退職金共済に関する事業、②従業員の福利厚生に関する事業、③その他前記の目的達成に必要な事業を実施することである。

これらの事業を運営するため、理事会、監事、評議員会及び事務局が置かれており、職員数は5人となっている。機構及び職員配置状況は、第1表のとおりである。

第1表 機構図

（平成23年3月31日現在）



2 事業状況

(1) 退職金共済事業

中小企業者（事業主）と共済契約を締結し、毎月事業主から払い込まれた共済掛金と本市補助金を運用し、従業員が退職した場合に退職一時金を支給している。平成 20 年度から平成 22 年度までの共済契約者数等の推移は第 2 表のとおりである。

第 2 表 共済契約者数等の推移

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
共済契約者数 ※ (所)	2,783	2,659	2,549
被共済者数 ※ (人)	23,340	22,685	22,146
共済掛金収入 (千円)	2,619,938	2,427,705	2,377,056
退職金受給者数 (人)	2,279	2,182	1,940
退職金総支給額 (千円)	3,717,545	3,894,749	3,101,717
退職金共済積立資産 (千円)	27,543,976	26,472,131	26,195,886
名古屋市補助金 (千円)	237,244	219,307	196,667

※ 共済契約者数及び被共済者数は各年度末現在の数を掲載

(2) 福利厚生事業

中小企業の従業員等を会員とし、一人当たり毎月 800 円の会費を、原則として事業主と従業員の折半負担により徴収し、従業員等に対する慶弔金等の給付事業、貸付あっせん事業、厚生研修事業等を行っている。平成 20 年度から平成 22 年度までの契約企業主数等の推移は第 3 表のとおりである。

第 3 表 契約企業主数等の推移

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
契約企業主数 ※ (所)	321	312	305
会員数 ※ (人)	5,468	5,311	4,762
会費総額 (千円)	52,585	48,001	46,266
給付金総額 (千円)	29,590	28,045	74,390
名古屋市補助金 (千円)	4,872	4,476	4,287

※ 契約企業主数及び会員数は各年度末現在の数を掲載

3 決 算 状 況

平成 22 年度及び平成 21 年度の比較正味財産増減計算書（総括表）及び比較貸借対照表（総括表）は第 4 表及び第 5 表のとおりである。

第 4 表 比較正味財産増減計算書（総括表）

平成 22 年度 平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日
平成 21 年度 平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日

科 目	平成 22 年度	平成 21 年度	比 較 増△減	前年度 対 比
	千円	千円	千円	%
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	2,069	2,221	△ 152	93.1
②受取共済掛金	2,377,056	2,427,705	△ 50,648	97.9
③受取会費	46,266	48,001	△ 1,735	96.4
④受取負担金	13,591	15,543	△ 1,951	87.4
⑤受取補助金	200,954	223,783	△ 22,829	89.8
⑥積立資産運用益	318,761	283,810	34,951	112.3
⑦雑収益	46,192	2,931	43,260	1,575.5
⑧他会計からの繰入額	0	0	0	—
⑨退職給付引当金戻入額	0	249	△ 249	0.0
経常収益計	3,004,892	3,004,248	643	100.0
(2) 経常費用				
①事業費	89,761	90,174	△ 412	99.5
②管理費	75,526	78,469	△ 2,943	96.2
③賞与引当金繰入額	2,221	2,771	△ 550	80.1
④退職金共済給付引当金繰入額	2,825,473	2,822,903	2,569	100.1
⑤退会せん別引当金繰入額	1,934	9,928	△ 7,993	19.5
⑥他会計への繰出額	0	0	0	—
経常費用計	2,994,916	3,004,247	△ 9,330	99.7
当期経常増減額	9,975	0	9,974	—
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	—
(2) 経常外費用	0	0	0	—
当期経常外増減額	0	0	0	—
当期一般正味財産増減額	9,975	0	9,974	—
一般正味財産期首残高	19,038	19,037	0	100.0
一般正味財産期末残高	29,013	19,038	9,975	152.4
II 指定正味財産増減の部				
①基本財産運用益	2,069	2,221	△ 152	93.1
②一般正味財産への振替額	△ 2,069	△ 2,221	152	93.1
当期指定正味財産増減額	0	0	0	—
指定正味財産期首残高	120,000	120,000	0	100
指定正味財産期末残高	120,000	120,000	0	100
III 正味財産期末残高	149,013	139,038	9,975	107.2

第5表 比較貸借対照表（総括表）

科 目	平成 22 年度	平成 21 年度	比 較 増△減	前年度 対 比
	千円	千円	千円	%
I 資産の部				
1 流動資産				
現金預金	33,241	21,702	11,538	153.2
企業年金保険	171,776	262,364	△ 90,588	65.5
前払金	200	198	2	101.1
未収金	12,166	2,689	9,477	452.4
貯蔵品	163	173	△ 10	93.9
流動資産合計	217,547	287,128	△ 69,580	75.8
2 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	464	464	0	100
投資有価証券	119,535	119,535	0	100
基本財産合計	120,000	120,000	0	100
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	9,192	19,508	△ 10,316	47.1
退職金共済積立資産	26,195,886	26,472,131	△ 276,244	99.0
退会せん別引当資産	120,190	181,305	△ 61,115	66.3
特定資産合計	26,325,268	26,672,944	△ 347,675	98.7
(3) その他固定資産				
電話加入権	208	208	0	100
出資金	20	20	0	100
その他固定資産合計	228	228	0	100
固定資産合計	26,445,497	26,793,173	△ 347,675	98.7
資産合計	26,663,045	27,080,301	△ 417,256	98.5
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	14,215	2,671	11,543	532.1
未払退職金共済給付金	171,776	262,364	△ 90,588	65.5
前受金	533	508	25	104.9
預り金	17	2	14	607.1
賞与引当金	2,221	2,771	△ 550	80.1
流動負債合計	188,763	268,319	△ 79,556	70.4
2 固定負債				
退職給付引当金	9,192	19,508	△ 10,316	47.1
退職金共済給付引当金	26,195,886	26,472,131	△ 276,244	99.0
退会せん別引当金	120,190	181,305	△ 61,115	66.3
固定負債合計	26,325,268	26,672,944	△ 347,675	98.7
負債合計	26,514,032	26,941,263	△ 427,231	98.4
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
寄付金	120,000	120,000	0	100
指定正味財産合計	120,000	120,000	0	100
(うち基本財産への充当額)	(120,000)	(120,000)	(0)	100
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	—
2 一般正味財産				
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	—
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	—
正味財産合計	149,013	139,038	9,975	107.2
負債及び正味財産合計	26,663,045	27,080,301	△ 417,256	98.5

第3 指摘事項

1 金券類の管理について出納の都度確認するよう注意すべきもの

共済会では、福利厚生事業においてレジャー施設等割引あっせん事業を行っており、福利厚生事業の会員に対して、名古屋港水族館の入館券を、通常一般 2,000 円のところ 500 円割り引いて 1,500 円で販売している。

名古屋港水族館の入場券の管理台帳を確認したところ、実査日（平成 23 年 9 月 29 日）において、入館券の残高と台帳は一致しているものの、出納の記録に対する担当者等の確認印が押されていないかった。

入館券はそのまま使用できる状態で保管されており、また換金性が高いので、共済会においては、入館券等の金券類の管理について、出納の都度確認を行うよう注意されたい。

（意 見）

共済会は、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間を計画期間とする中期計画である経営戦略計画を策定し、新規加入者の促進など具体的な数値目標を定めて取り組んでいるところである。また、経営戦略計画の中で、長期的・安定的な経営を目指し、総合的な観点から退職金共済事業の財務内容の改善、向上に努めることとしている。

共済会が実施している事業の大半を占めている退職金共済事業について過去 10 年間の実績を見てみると、次図 1 のとおり、中小企業者をとりまく経済環境を背景として、被共済者数及び共済掛金収入はいずれも年々逡減傾向にあり、10 年間で 2 割以上減少している。しかしその一方で、次図 2 のとおり、被共済者の平均加入年数は約 11 年と微増で推移していることから、事業運営に当たっては 10 年以上の長期的な視点に立った状況把握及び改善策が必要である。

共済会においては、経営戦略計画に従い中期的な目標を達成するための取組みを着実に実行するとともに、長期的には、業務内容の見直し・改善だけでなく、将来を見据えて早めに適切な対応ができるよう努められたい。

図1 被共済者数及び共済掛金収入の推移

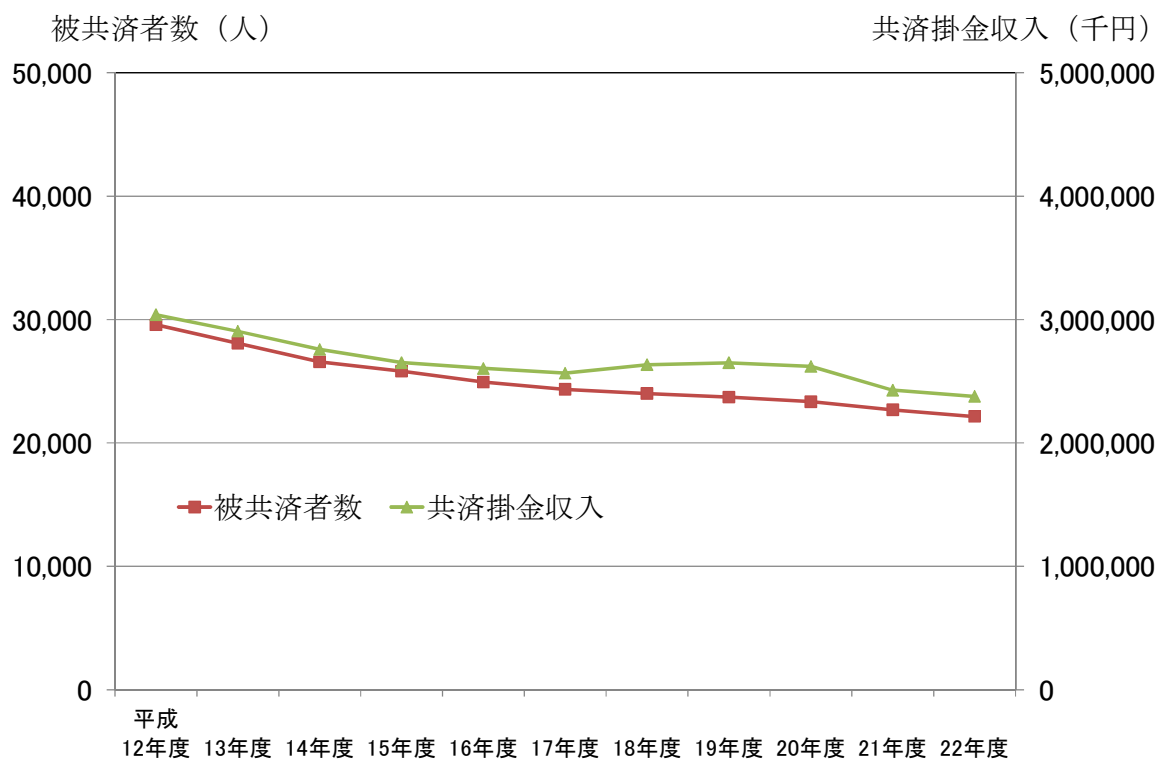
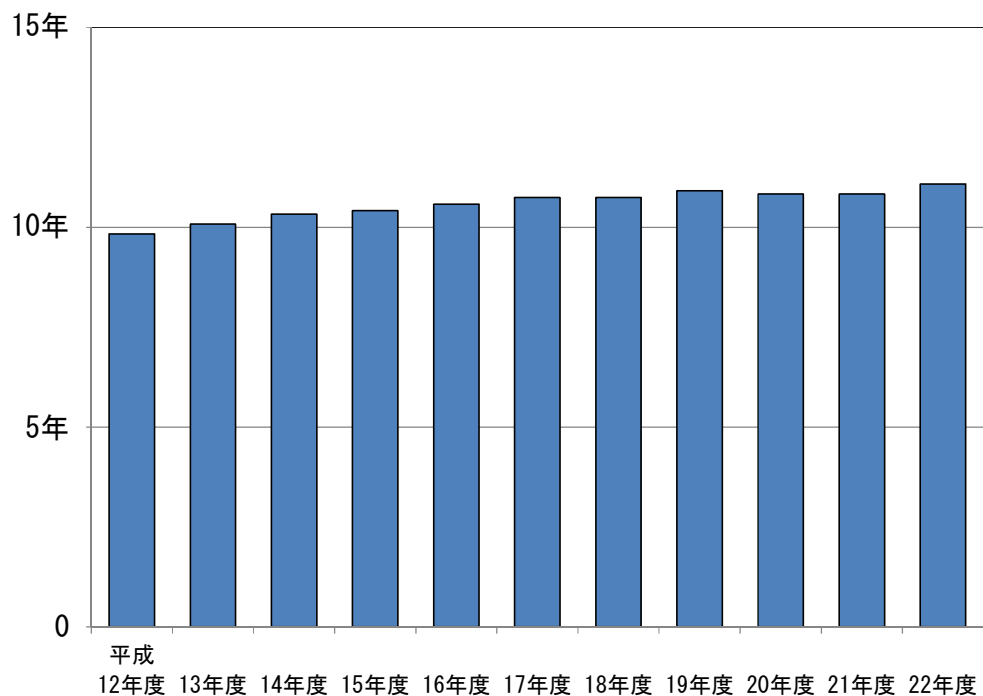


図2 被共済者の平均加入年数の推移



(市民経済局関係分)

第1 監査結果の概要

今回の監査は、共済会に対する出資団体監査に併せて、市民経済局所管の事務のうち共済会に対する事務について実施した。

第2 指摘事項

特になし

- 1 監 査 種 別 出資団体監査
- 2 監 査 対 象 財団法人名古屋産業振興公社
(事務所所在地：千種区吹上二丁目 6 番 3 号)
(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む)
- 3 監 査 期 間 平成 23 年 7 月 8 日から
平成 24 年 2 月 8 日まで
- 4 監 査 結 果

(財団法人名古屋産業振興公社分)

第 1 監査結果の概要

市民経済局所管の出資団体である財団法人名古屋産業振興公社（以下「振興公社」という。）について、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、出納その他の事務の監査を実施した。

振興公社の基本財産は、平成 22 年度末において、2 億 1,539 万円であり、そのうち本市の出捐額は 1 億 2,000 万円である。

平成 22 年度において、本市は振興公社に対して、特定支援事業等に対する補助金として 7 億 4,866 万円を交付している。

また、本市は振興公社を、公の施設である名古屋市中小企業振興会館（以下「中小企業振興会館」という。）及び名古屋市国際展示場（以下「国際展示場」という。）の指定管理者に指定している。

今回の監査は、振興公社の事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか、経理処理は適切か、財務諸表は基礎となる諸帳簿に基づいて適正に作成されているかなどについて、主として平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）の事務について調査した。

監査の結果、経理事務等において、一部に検討を要する事例が見受けられた。

今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

1 概 況

振興公社は、産業技術に関する研究開発の促進、人材の育成及び見本市・展示会の開催等を通じて、既存産業の高度化と新たな産業の創造・育成を図ることにより、中部圏の中核たる名古屋市の産業振興に寄与することを目的として、平成8年2月に「財団法人名古屋都市産業振興公社」として設立された。

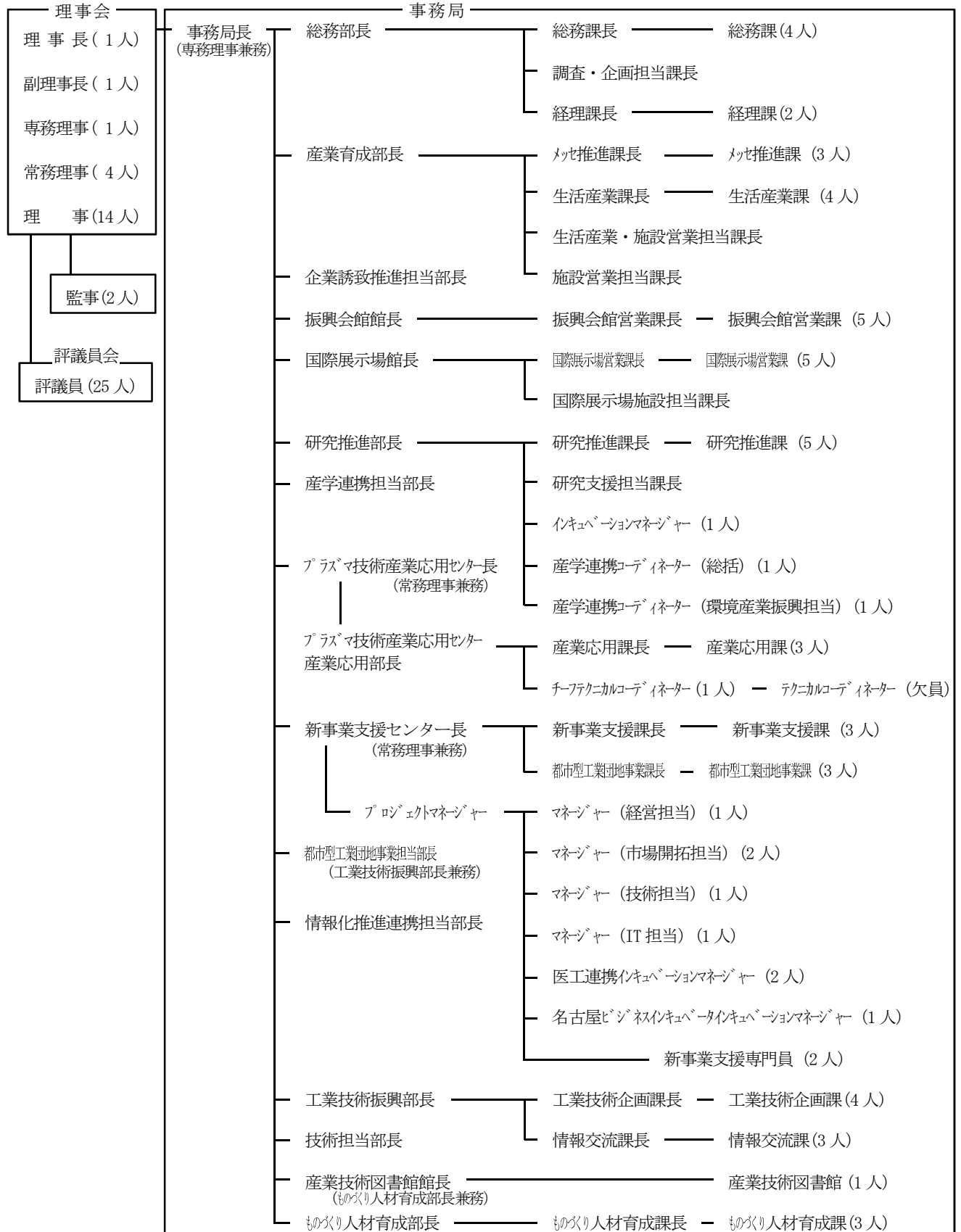
平成22年9月に、工業技術の普及啓発に関する各種事業を行い、名古屋地方における企業の工業技術の向上をはかり、もって名古屋市の産業の振興に寄与することを目的として設立された「財団法人名古屋市工業技術振興協会（以下「名工振」という。）（昭和54年9月設立）」と合併し、現在の名称に変更した。

主な事業内容は、①産業の振興に関する調査及び研究、②産業技術に関する研究開発の促進及び普及啓発、③産業に関する人材の育成、④産業に関する相談、情報提供、⑤見本市・展示会等の開催及びその促進、⑥産業振興施設の設置及び管理運営、⑦産業技術関係団体の相互援助及び連携の促進などである。

これらの事業を運営するため、理事会、監事、評議員会及び事務局が置かれており、職員数は93人（嘱託員56人を含む。）となっている。機構及び職員配置状況は、第1表のとおりである。

第1表 機構図

(平成23年3月31日現在)



2 事業状況

(1) 先端技術研究開発推進事業

先端技術の研究開発を支援するため、なごやサイエンスパーク内の研究開発施設（サイエンスパーク研究開発センター）を地域の研究機関等に提供した。

(2) プラズマ技術産業応用支援事業

プラズマ技術産業応用センターにおいて、企業からの技術相談に対応し、また、企業からの依頼に応じて、プラズマ技術を用いた材料開発や高機能化のための試作を支援するなど、プラズマ技術の産業応用によるものづくり技術の高度化を支援した。プラズマ技術産業応用センターにおける技術相談等の推移は第2表のとおりである。

第2表 プラズマ技術産業応用センターにおける技術相談等の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
技術相談件数	73 社	59 社	49 社
	116 件	195 件	300 件
トライアル件数	14 社	34 社	37 社
	35 件	180 件	536 件

(3) 共同研究受託事業

当地域の意欲ある中小企業の技術力を強化するため、戦略的基盤技術高度化支援事業を始めとする国等の提案公募型研究開発事業の運営管理を行った。

(4) 研究開発促進事業

異業種交流による技術及び市場に関する情報交換を行うとともに、なごやサイエンスパークに立地する研究機関相互の交流を図り、研究開発を促進した。

(5) 新事業創出支援事業

創業や新たな事業展開を進めようとする中小企業の支援のため、民間の人材を活用し、窓口相談、企業訪問、経営診断、創業研修等を行ったほか、都市型工業団地等のインキュベート施設の入居企業に対し、総合的な支援を行った。

(6) 普及啓発・情報提供事業

市民向け啓発事業を行ったほか、デザイン・ファッション・新製品・産業技術に関する情報の提供等を行った。

(7) 産業人材育成事業

工業技術に関する教育訓練、研修、講座等を開催することにより、中小企業におけるものづくり人材の育成及び技術・技能の継承を支援した。

(8) 工業技術情報提供事業

工業技術に関する指導及び相談を行うとともに、講演会、先進工場見学会の開催、情報誌の発行等により、工業技術に関する情報提供を行った。工業技術に関する指導及び相談の推移は第3表のとおりである。

第3表 工業技術に関する指導及び相談の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
工業技術指導回数	0回	13回	14回
工業技術相談件数	90件	174件	75件

(9) 経済交流・誘致促進事業

見本市・展示会を関係団体と共同で開催するとともに、産業見本市の誘致に取り組んだほか、外資系企業の名古屋進出を促進するため、関係機関と連携し、関連情報の収集及び提供を行った。

(10) 関係団体事務受託事業

企業や研究者を会員とする産業技術関係団体が行う研究・技術の交流事業等を支援するため、当該団体からの受託事務を行った。

(11) 産業振興施設の管理運営

中小企業振興会館及び国際展示場について、指定管理者の指定（指定管理期間：平成 18 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日・平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）を受け、両施設の管理運営に当たり、見本市・展示会・研修会等の利用に供した。また、都市型工業団地、サイエンス交流プラザ等の管理運営を行った。中小企業振興会館等の利用実績は第 4 表のとおりである。

第 4 表 中小企業振興会館等の利用実績

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
中小企業振興会館				
吹 上 ホ ー ル	利用件数	75 件	69 件	65 件
	利用日数	225 日	213 日	224 日
第 1 ファッション 展 示 場	利用件数	103 件	91 件	91 件
	利用日数	229 日	232 日	230 日
第 2 ファッション 展 示 場	利用件数	74 件	75 件	87 件
	利用日数	197 日	180 日	214 日
国際展示場				
第 1 展示館	利用件数	22 件	16 件	26 件
	利用日数	67 日	58 日	68 日
第 2 展示館	利用件数	50 件	57 件	48 件
	利用日数	156 日	170 日	143 日
第 3 展示館	利用件数	71 件	56 件	60 件
	利用日数	214 日	192 日	180 日
テ ー サ ー インホール	利用件数	169 件	165 件	138 件
	利用日数	273 日	248 日	205 日

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
都市型工業団地			
nabi/金山	24 社	23 社	19 社
nabi/白金	35 社	37 社	29 社
サイエンス交流プラザ			
大会議室	22 件	21 件	29 件
中会議室	59 件	53 件	50 件
インキュベータ入居	8 室	9 室	6 室
地域密着型ビジネス支援施設			
創業支援施設入居	10 団体	12 団体	12 団体
NPO活動支援施設入居	11 団体	12 団体	12 団体

3 決 算 状 況

平成 22 年度の正味財産増減計算書総括表及び貸借対照表総括表は、第 5 表及び第 6 表のとおりである。

第5表 正味財産増減計算書総括表

平成22年度 平成22年4月1日～平成23年3月31日

科 目	一般会計	特別会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部	千円	千円	千円	千円
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①基本財産運用益	3,174			3,174
②受取賛助費	6,997			6,997
③事業収益	32,423	297,175		329,598
④受取補助金	524,865	226,820		751,685
⑤受託事業収益	58,216	8,269		66,485
⑥指定管理料収益		772,620		772,620
⑦雑収益	599	598		1,197
⑧他会計からの繰入額	54,811		△ 54,811	0
経常収益計	681,087	1,305,483	△ 54,811	1,931,759
(2) 経常費用				
①事業費	614,897	1,167,976		1,782,874
②管理費	66,852	56,060		122,912
③他会計への繰出額		54,811	△ 54,811	0
経常費用計	681,750	1,278,848	△ 54,811	1,905,787
当期経常増減額	△ 663	26,635	0	25,972
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
①雑収益	238	4,365		4,603
経常外収益計	238	4,365	0	4,603
(2) 経常外費用				
①固定資産除却損	683	1,718		2,401
②雑費	313	1,351		1,664
経常外費用計	997	3,069	0	4,066
当期経常外増減額	△ 758	1,296	0	537
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,421	27,931		26,509
法人税、住民税及び事業税		23,400		23,400
当期一般正味財産増減額	△ 1,421	4,531	0	3,109
一般正味財産期首残高	132,889	321,403		454,293
合併による一般正味財産増減額	100,167	△ 3,529		96,637
一般正味財産期末残高	231,635	322,404		554,040
II 指定正味財産増減の部				
①受取補助金	34,262			34,262
②基本財産運用益	3,174			3,174
③一般正味財産への振替額	△ 37,511	△ 924		△ 38,436
当期指定正味財産増減額	△ 75	△ 924	0	△ 1,000
指定正味財産期首残高	217,419	2,628		220,048
合併による指定正味財産増減額（受取寄付金）	45,390			45,390
指定正味財産期末残高	262,734	1,704	0	264,438
III 正味財産期末残高	494,369	324,108	0	818,478

第6表 貸借対照表総括表

平成22年度 平成23年3月31日現在

科 目	一般会計	特別会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部	千円	千円	千円	千円
1 流動資産				
現金	469	7,163		7,633
預金	68,728	559,547		628,275
有価証券		30,492		30,492
商品		334		334
貯蔵品		413		413
未収金	121,365	38,419	△ 55,861	103,923
立替金	47,203		△ 115	47,088
前払費用	465	1,864		2,329
仮払金	150	126	△ 66	210
貸倒引当金		△ 7,283		△ 7,283
流動資産合計	238,383	631,077	△ 56,042	813,418
2 固定資産				
(1) 基本財産				
投資有価証券	215,296			215,296
定期預金	93			93
基本財産合計	215,390	0	0	215,390
(2) 特定資産				
退職給付引当資産	32,984			32,984
減価償却引当資産	49,717	142,233		191,950
運営強化積立資産	26,754			26,754
預り保証金積立資産		25,365		25,365
特別修繕積立資産		22,000		22,000
返済資金積立資産		190,000		190,000
建物附属設備	2,526	1,100		3,627
構築物	838			838
什器備品	26,619	603		27,223
機械装置	15,224			15,224
ソフトウェア	2,134			2,134
特定資産合計	156,800	381,303	0	538,103
(3) その他の固定資産				
建物		1,274,946		1,274,946
建物附属設備	404	4,715		5,119
構築物	176	13,600		13,777
車両運搬具	110	67		177
什器備品	2,780	3,919		6,700
機械装置	172			172
ソフトウェア		6,733		6,733
水道施設利用権		470		470
長期前払費用		125,117		125,117
その他の固定資産合計	3,644	1,429,571	0	1,433,216
固定資産合計	375,834	1,810,875	0	2,186,710
資産合計	614,218	2,441,952	△ 56,042	3,000,128

科 目	一般会計	特別会計	内部取引消去	合 計
Ⅱ 負債の部				
1 流動負債				
未払金	82,876	170,742	△ 55,976	197,643
未払法人税等		23,400		23,400
前受金	63	119,882		119,946
預り金	3,858	11,228		15,087
仮受金	66		△ 66	0
流動負債合計	86,864	325,254	△ 56,042	356,076
2 固定負債				
退職給付引当金	32,984			32,984
預り保証金		29,301		29,301
長期借入金		1,763,288		1,763,288
固定負債合計	32,984	1,792,589		1,825,573
負債合計	119,848	2,117,843	△ 56,042	2,181,649
Ⅲ 正味財産の部				
1 指定正味財産	262,734	1,704		264,438
寄付金	215,390			215,390
地方公共団体補助金	47,344	1,704		49,048
(うち基本財産への充当額)	(215,390)			(215,390)
(うち特定資産への充当額)	(47,344)	(1,704)		(49,048)
2 一般正味財産	231,635	322,404		554,040
(うち特定資産への充当額)	(76,472)	(164,233)		(240,705)
正味財産合計	494,369	324,108	0	818,478
負債及び正味財産合計	614,218	2,441,952	△ 56,042	3,000,128

第3 指摘事項

1 デザインホールの利用実績の向上に取り組むよう検討すべきもの

振興公社は、既存産業の高度化と新たな産業の創造・育成を図るため、デザインホール（中区栄ナディアパークデザインセンタービル内にある多目的ホール）を有償で借上げ、主として見本市、展示会、会議、研修会その他都市産業振興の活動の場としてその利用に供している。

振興公社及び所管局によると、都心部において、中小企業団体等が低廉な経費で、展示会・見本市を開催することが、本市の都市産業の振興に資するものであり、既に展示施設の管理運営ノウハウを有する振興公社が運営主体となることで、より適切に施設を提供することが可能であるため、中区栄にあるデザインホールを振興公社が有償で借上げ、運営しているとのことである。

本市は、平成22年度において、振興公社が行うデザインホールの運営に補助金2億498万円を交付している。

デザインホール運営に関する収支状況及び利用実績は次のとおりである。

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収 入	354,517	356,787	355,540	351,144	268,762
うち補助金	197,319	211,240	219,335	236,142	204,981
支 出	354,517	356,787	355,540	351,144	268,762

※平成22年度において、有償借上契約の一部を解約したため、支出額が減っている。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利 用 件 数	194件	172件	169件	165件	138件
A 料 金	30件	39件	26件	36件	33件
B 料 金	164件	133件	143件	129件	105件
利 用 日 数	299日	290日	273日	248日	205日

※A料金：中小企業団体、又は国・地方公共団体等が使用する場合に適用

※B料金：一般の使用の場合に適用

振興公社によると景気の影響や市内の他地区に同種の施設が新たに開設されたことなどにより、デザインホールの利用実績は年々減少しており、利用件数については、平成 22 年度は平成 18 年度に比して、30%弱減少しており、一般の使用の場合に適用される B 料金の区分に限って言えば、35%強減少している。また、利用日数については、平成 22 年度は平成 18 年度に比して、30%強減少している。

利用実績の減少傾向がこのまま継続すれば、本市の都市産業の振興に資する効果が低くなり、設置・補助の目的を果たすことができなくなってしまう恐れがあるので、利用実績の向上に早急に取り組む必要がある。

また、平成 18 年度から平成 22 年度までのデザインホールの運営に関する収入に占める補助金の割合は、利用件数に反比例するように年々増加を続けており、平成 22 年度（76.3%）は平成 18 年度（55.7%）に比べて、20.6 ポイント増加している。

そのような状況の中で、収入の確保と支出の削減により、補助金を除いたデザインホールの運営に係る収支状況を改善する必要があると思われるが、固定費の一つであるデザインホールの賃料及び共益費の平成 22 年度の支出に占める割合が約 75%となっていることから、これらの固定費を含めた支出の削減について検討するとともに、収入の確保、すなわち利用実績の向上にも取り組む必要がある。

振興公社にあっては、市内の他地区に同種の施設が開業したことも踏まえ、デザインホール開設以来変わらない料金設定について検討することも含め、デザインホールの利用実績の向上に努められたい。

2 積極的に競争性のある契約方法を導入するよう検討すべきもの

平成 22 年度に振興公社が行った、中小企業振興会館における簡易営繕工事において、工事期間及び工事箇所が近接している 2 つの工事契約（休憩所改修工事及びタイルカーペット張替工事）が別々に随意契約により締結されていた。

両工事の工事期間が重なっている理由及び両工事の一つの契約としなかった理由を振興公社に確認したところ、いずれも利用者に影響のある工事

であり、7月の貸し止め期間内に完了するように設計したために工事期間が重なったものであり、また、両工事の工事箇所は異なっており、かつ休憩所の改修には塗装作業などが必要であることから、タイルカーペットの張り替えのみを行う工事については別の工事として執行したとのことである。

しかし、両工事とも同種の工事であるので、一つの契約にすることにより、いわゆる共通経費については節減することができる可能性があり、さらに、財務会計規程の定めに従って指名競争入札にすることにより、契約金額がより低くなる可能性も否定することができない。

また、指定管理に関する基本協定において、施設の大規模修繕（原形を変えずる修繕及び模様替（概ね300万円以上の工事））については、本市が直接執行することとなっている。

一つの契約にすることにより、契約金額が概ね300万円を超える可能性もあるが、振興公社は、積極的に競争性のある契約方法を導入できるように、必要に応じて所管局と協議するよう検討されたい。

3 産業技術図書館の位置づけについて検討すべきもの

名古屋市工業研究所（以下「工業研究所」という。）に設置されている産業技術図書館の設備・備品・図書は工業研究所の所有となっており、購入する刊行物の決定も工業研究所が行っている。

振興公社は産業技術図書館に職員を配置し、資料の整理や照会に対する調査などの業務を行っている。

この業務については、工業研究所からの委託事業としてではなく、振興公社の自主事業として産業技術図書館を管理し、資料を閲覧に供していることとなっている。

また、振興公社はこの図書館を工業技術に関する専門図書館として、専門図書館協議会に加盟させており、その会費は振興公社が負担している。

所管局によると、この図書館は中小企業支援法に基づく特定支援事業として振興公社と本市との共催で運営しているとのことである。

産業技術図書館の蔵書や設備は本市の財産であり、現況では、本市の財

産を振興公社に使用させるに当たっての定めは存在しない状態である。

また、人員を配置し、専門図書館協議会への会費を負担していることから、事実上の管理運営を振興公社が行っているといえるが、それに関して本市と振興公社との間には、契約や管理責任、資料の毀損・紛失に関する定めはない。

振興公社においては、所管局との協議の上、産業技術図書館の位置づけ、運営方法を明確にするよう検討されたい。

(意 見)

振興公社は、本市より市内唯一の、中小企業支援法に基づく特定支援事業実施法人の指定を、また、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく中核的支援機関の認定を受け、本市と密接に連携しつつ、本市の産業振興施策に寄与している。

しかし、そのような性格を持つ団体であるため、振興公社は、財務面において、本市からの補助金に大きく依存している。(図1参照)

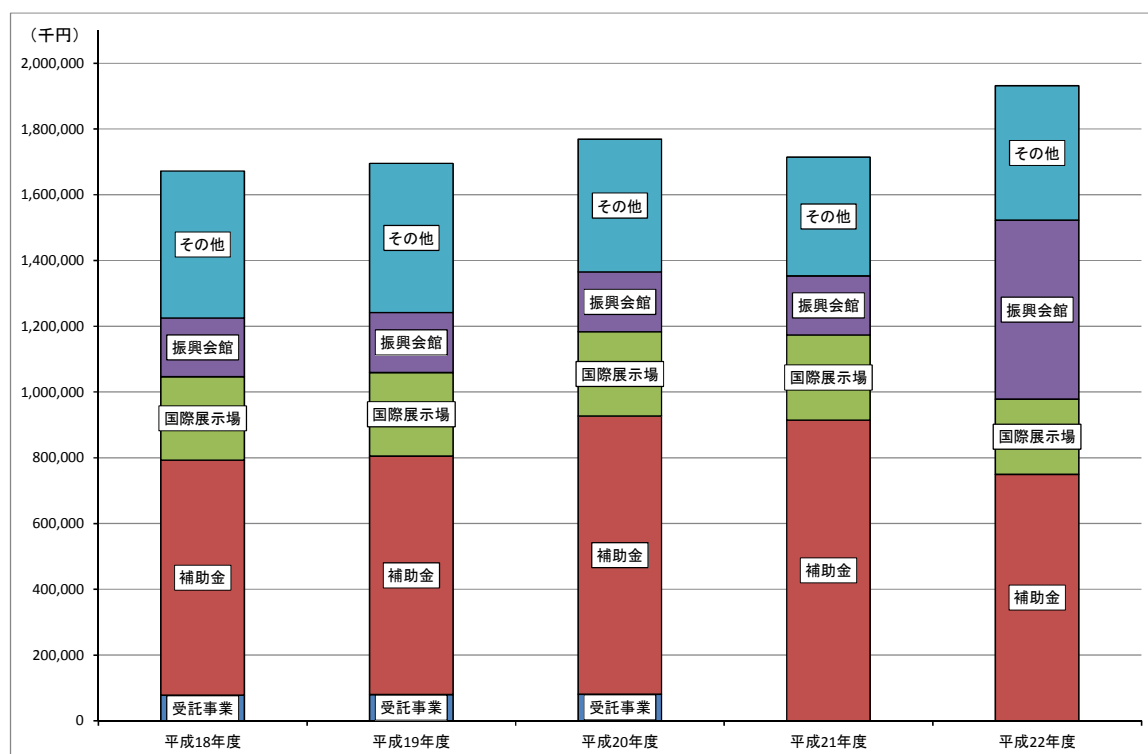
平成23年3月に策定した経営戦略計画(計画期間:平成23年度~平成25年度)において、財務面での自主・自立性を確保するために、経常収益に占める自主財源割合を、毎年度50%とすることを目標として掲げている。

平成22年度においては、指定管理者として管理している振興会館において利用料金制が導入されたこと等により、目標値に近い値を達成しているが、4年ごとに指定管理者の公募があるため、指定管理に係る収益は必ずしも継続して安定的な財源になるとは限らない。

振興公社が行っている各種事業においては、利用者・参加者等から自己負担金等を徴収しているものもあり、長期間に渡って、その料金の改定が行われていないものもある。

振興公社にあっては、収益への影響、利用者・参加者数への影響、事業の意義などを見極めつつ、料金の設定について検討するなど、自主財源の向上に努められたい。

図1 経常収益の推移



※受託事業：本市からの委託料（随意契約分）に係る収益
 ※補助金：本市からの補助金に係る収益
 ※国際展示場：本市からの指定管理料（国際展示場）に係る収益
 ※振興会館：本市からの指定管理料（振興会館）に係る収益。ただし、平成22年度に利用料金制が導入されたため、平成22年度は振興会館の利用料金等に係る収益
 ※その他：経常収益のうち上記以外の収益

振興公社は、平成22年9月に名工振と合併したことにより、工業技術振興事業を引き継ぎ、経営、技術両面での中小企業への総合的な支援を展開するようになったほか、平成23年度からは管理部門の職員数を削減するなど合併によるメリットを発揮しようと取り組んでいる。

振興公社にあっては、今後とも、事業規模の拡大による対外的な効果とともに、経営資源の集中化による管理部門経費のさらなる削減を図るなど内部的な効果を一層発揮できるよう取り組むことにより、効率的かつ安定・継続した事業運営を図られたい。

(市民経済局関係分)

第1 監査結果の概要

今回の監査は、振興公社に対する出資団体監査に併せて、市民経済局所管の事務のうち振興公社に対する事務について実施した。

第2 指摘事項

1 デザインホールの利用実績の向上に取り組むよう検討すべきもの

振興公社は、既存産業の高度化と新たな産業の創造・育成を図るため、デザインホール（中区栄ナディアパークデザインセンタービル内にある多目的ホール）を有償で借上げ、主として見本市、展示会、会議、研修会その他都市産業振興の活動の場としてその利用に供している。

振興公社及び所管局によると、都心部において、中小企業団体等が低廉な経費で、展示会・見本市を開催することが、本市の都市産業の振興に資するものであり、既に展示施設の管理運営ノウハウを有する振興公社が運営主体となることで、より適切に施設を提供することが可能であるため、中区栄にあるデザインホールを振興公社が有償で借上げ、運営しているとのことである。（平成22年度において、賃貸借契約の一部を解約している。）

本市は、平成22年度において、振興公社が行うデザインホールの運営に補助金2億498万円を交付している。

デザインホール運営に関する収支状況及び利用実績は次のとおりである。

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千円	千円	千円	千円	千円
収 入	354,517	356,787	355,540	351,144	268,762
うち補助金	197,319	211,240	219,335	236,142	204,981
支 出	354,517	356,787	355,540	351,144	268,762

※平成22年度において、有償借上契約の一部を解約したため、支出額が減っている。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
利 用 件 数	194 件	172 件	169 件	165 件	138 件
A 料 金	30 件	39 件	26 件	36 件	33 件
B 料 金	164 件	133 件	143 件	129 件	105 件
利 用 日 数	299 日	290 日	273 日	248 日	205 日

※A料金：中小企業団体、又は国・地方公共団体等が使用する場合に適用

※B料金：一般の使用の場合に適用

振興公社によると景気の影響や市内の他地区に同種の施設が新たに開設されたことなどにより、デザインホールの利用実績は年々減少しており、利用件数については、平成 22 年度は平成 18 年度に比して、30%弱減少しており、一般の使用の場合に適用される B 料金の区分に限って言えば、35%強減少している。また、利用日数については、平成 22 年度は平成 18 年度に比して、30%強減少している。

利用実績の減少傾向がこのまま継続すれば、本市の都市産業の振興に資する効果が低くなり、設置・補助の目的を果たすことができなくなってしまう恐れがあるので、利用実績の向上に早急に取り組む必要がある。

また、平成 18 年度から平成 22 年度までのデザインホールの運営に関する収入に占める補助金の割合は、利用件数に反比例するように年々増加を続けており、平成 22 年度（76.3%）は平成 18 年度（55.7%）に比べて、20.6 ポイント増加している。

そのような状況の中で、収入の確保と支出の削減により、補助金を除いたデザインホールの運営に係る収支状況を改善する必要があると思われるが、固定費の一つであるデザインホールの賃料及び共益費の平成 22 年度の支出に占める割合が約 75%となっていることから、これらの固定費を含めた支出の削減について検討するとともに、収入の確保、すなわち利用実績の向上にも取り組む必要がある。

所管局にあっては、現状の補助制度では、利用実績向上のインセンティブがなかなか働きにくいものになっているので、デザインホールがより多くの中小企業団体等に利用され、本市の都市産業の振興により資するため

にも、インセンティブが働きやすい補助制度について検討されたい。

(産業経済課)

2 積極的に競争性のある契約方法を導入するよう検討すべきもの

平成 22 年度に振興公社が行った、中小企業振興会館における簡易営繕工事において、工事期間及び工事箇所が近接している 2 つの工事契約（休憩所改修工事及びタイルカーペット張替工事）が別々に随意契約により締結されていた。

両工事の工事期間が重なっている理由及び両工事を一つの契約としなかった理由を振興公社に確認したところ、いずれも利用者に影響のある工事であり、7 月の貸し止め期間内に完了するように設計したために工事期間が重なったものであり、また、両工事の工事箇所は異なっており、かつ休憩所の改修には塗装作業などが必要であることから、タイルカーペットの張り替えのみを行う工事については別の工事として執行したとのことである。

しかし、両工事とも同種の工事であるので、一つの契約にすることにより、いわゆる共通経費については節減することができる可能性があり、さらに、財務会計規程の定めに従って指名競争入札にすることにより、契約金額がより低くなる可能性も否定することができない。

また、指定管理に関する基本協定において、施設の大規模修繕（原形を変えずる修繕及び模様替（概ね 300 万円以上の工事））については、本市が直接執行することとなっている。

一つの契約にすることにより、契約金額が概ね 300 万円を超える可能性もあるが、所管局においては、振興公社が積極的に競争性のある契約方法を導入できるように、必要に応じて振興公社と協議するよう検討されたい。

(産業交流課)

3 産業技術図書館の位置づけについて検討すべきもの

名古屋市工業研究所（以下「工業研究所」という。）に設置されている産業技術図書館の設備・備品・図書は工業研究所の所有となっており、購入

する刊行物の決定も工業研究所が行っている。

振興公社は産業技術図書館に職員を配置し、資料の整理や照会に対する調査などの業務を行っている。

この業務については、工業研究所からの委託事業としてではなく、振興公社の自主事業として産業技術図書館を管理し、資料を閲覧に供していることとなっている。

また、振興公社はこの図書館を工業技術に関する専門図書館として、専門図書館協議会に加盟させており、その会費は振興公社が負担している。

所管局によると、この図書館は中小企業支援法に基づく特定支援事業として振興公社と本市との共催で運営しているとのことである。

産業技術図書館の蔵書や設備は本市の財産であり、現況では、本市の財産を振興公社に使用させるに当たっての定めは存在しない状態である。

また、人員を配置し、専門図書館協議会への会費を負担していることから、事実上の管理運営を振興公社が行っているといえるが、それに関して本市と振興公社との間には、契約や管理責任、資料の毀損・紛失に関する定めはない。

所管局においては、振興公社との協議の上、産業技術図書館の位置づけ、運営方法を明確にするよう検討されたい。 (工業研究所総務課)

- 1 監 査 種 別 出資団体監査
- 2 監 査 対 象 株式会社国際デザインセンター
(事務所所在地：中区栄三丁目 18 番 1 号)
(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む)
- 3 監 査 期 間 平成 23 年 7 月 8 日から
平成 24 年 2 月 8 日まで
- 4 監 査 結 果

(株式会社国際デザインセンター分)

第 1 監査結果の概要

市民経済局所管の出資団体である株式会社国際デザインセンター（以下「デザインセンター」という。）について、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき出納その他の事務の監査を実施した。

デザインセンターの資本金は、平成 22 年度末において、121 億 4,700 万円であり、そのうち本市の出資額は 40 億 500 万円である。

今回の監査は、デザインセンターの事業運営は出資目的に沿って適正に行われているか、経理処理は適切か、財務諸表は基礎となる諸帳簿に基づいて適正に作成されているかなどについて、主として第 19 期（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）の事務について調査した。

監査の結果、経理事務等において、一部に検討を要する事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第 2 位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

1 概 況

デザインセンターは、デザインに関する諸事業を通じて、地域の産業・文化の発展を図るとともに、国際社会に貢献する情報発信拠点を目指し、平成4年4月に設立された。

なお、株主は第1表のとおりである。

第1表 株主一覧

(平成23年3月31日現在)

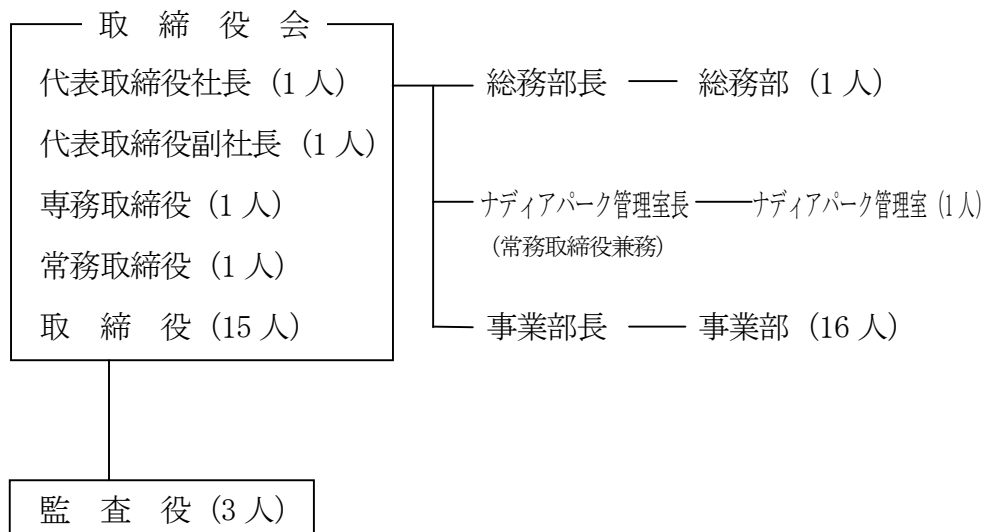
資本金総額	株主名	出資金額	出資比率	株式数
千円		千円	%	株
12,147,000	名古屋市	4,005,000	33.0	8,010
	愛知県	4,005,000	33.0	8,010
	(株)日本政策投資銀行	500,000	4.1	1,000
	(株)三菱東京UFJ銀行	500,000	4.1	1,000
	その他民間企業	3,137,000	25.8	6,274

主な事業内容は、①デザインに関する研究開発及びその受託、②デザイン関連の情報収集及び提供、③デザインに関するコンサルティング、④商業施設「クレアーレ」の運営などである。

これらの事業を運営するため、取締役会、監査役が置かれており、従業員数は20人（嘱託社員11人を含む。）となっている。機構及び従業員配置状況は、第2表のとおりである。

第2表 機構図

(平成23年3月31日現在)



2 事業状況

(1) デザイン事業等

デザイン企画、制作事業を行うほか、各種審査会・大学等へ委員や講師の派遣、デザインギャラリーでの企画展示等を行っている。

また、本市から中小企業支援として、デザイン活用支援事業を受託し、新商品開発のための、デザイナーによるデザイン指導を行っている。指導実績の推移は、第3表のとおりである。

第3表 デザイン指導実績の推移

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
指導企業数	15社	16社	15社

(2) 不動産事業

商業施設「クレアーレ」の運営を行っている。また、デザインホール、セミナールーム及び駐車場の賃貸業務を行っている。「クレアーレ」の年度末における店舗数及び売上高の推移は、第4表のとおりである。

第4表 「クレアーレ」の店舗数及び売上高の推移

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
店舗数	19 店舗	20 店舗	20 店舗
売上高	4,534,615 千円	4,001,534 千円	3,686,985 千円

(3) 直営店事業

喫茶施設の運営を行っている。

3 決 算 状 況

第19期と第18期の比較損益計算書及び比較貸借対照表は、第5表及び第6表のとおりである。

第5表 比較損益計算書

第19期 平成22年4月1日～平成23年3月31日

第18期 平成21年4月1日～平成22年3月31日

区 分	第19期	第18期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
売上高	957,342	1,010,896	△53,554	94.7
デザイン事業収入	115,916	112,864	3,052	102.7
不動産事業収入	805,316	858,657	△53,341	93.8
商品等売上高	18,292	20,663	△2,371	88.5
その他収入	17,815	18,710	△895	95.2
売上原価	420,110	416,564	3,546	100.9
デザイン事業収入原価	85,886	73,785	12,101	116.4
不動産原価	318,496	324,936	△6,440	98.0
商品等売上原価	15,726	17,841	△2,115	88.1
売上総利益	537,231	594,332	△57,101	90.4
デザイン振興事業費	48,770	46,071	2,699	105.9
販売費及び一般管理費	463,319	453,632	9,687	102.1
営業利益	25,141	94,628	△69,487	26.6
営業外収益	50,502	42,097	8,405	120.0
受取利息	44,855	42,066	2,789	106.6
その他	5,646	31	5,615	18,212.9
営業外費用	1,168	985	183	118.6
経常利益	74,475	135,740	△61,265	54.9
特別利益				
貸倒引当金戻入額	145	183	△38	79.2
特別損失				
固定資産除却損	11,797	3,894	7,903	303.0
税引前当期純利益	62,823	132,029	△69,206	47.6
法人税、住民税及び事業税	1,250	1,250	0	100
当期純利益	61,573	130,779	△69,206	47.1

第6表 比較貸借対照表

資 産 の 部				
科 目	第 19 期	第 18 期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
流動資産	1,468,099	1,683,349	△215,250	87.2
現金及び預金	604,138	761,771	△157,633	79.3
売掛金	58,494	22,260	36,234	262.8
有価証券	605,004	701,844	△96,840	86.2
商品	1,593	1,605	△12	99.3
前払費用	5,559	5,186	373	107.2
未収収益	9,207	6,884	2,323	133.7
未収入金	180,585	174,096	6,489	103.7
未収法人税等	431	6,646	△6,215	6.5
その他	3,085	3,054	31	101.0
固定資産	5,952,978	5,891,545	61,433	101.0
有形固定資産	3,005,074	3,125,441	△120,367	96.1
建物	2,905,897	2,997,362	△91,465	96.9
構築物	11,877	12,667	△790	93.8
工具器具備品	87,299	115,411	△28,112	75.6
無形固定資産	13,698	2,266	11,432	604.5
ソフトウェア	12,242	—	12,242	—
電話加入権	860	860	0	100
水道施設利用権	595	1,405	△810	42.3
投資その他の資産	2,934,206	2,763,838	170,368	106.2
投資有価証券	2,730,545	2,756,895	△26,350	99.0
長期性預金	200,000	—	200,000	—
破産債権等	2,702	2,847	△145	94.9
長期前払費用	3,660	6,943	△3,283	52.7
貸倒引当金	△2,702	△2,847	145	94.9
資産合計	7,421,078	7,574,895	△153,817	98.0

第19期 平成22年4月1日～平成23年3月31日

第18期 平成21年4月1日～平成22年3月31日

負 債 の 部				
科 目	第19期	第18期	比較増△減	前期対比
	千円	千円	千円	%
流動負債	488,234	555,848	△67,614	87.8
買掛金	9,792	9,069	723	108.0
1年内返済予定の長期借入金	45,900	107,400	△61,500	42.7
未払金	167,601	156,128	11,473	107.3
未払費用	1,870	1,858	12	100.6
未払法人税等	13,841	19,517	△5,676	70.9
未払消費税等	2,691	6,024	△3,333	44.7
前受金	2,532	1,690	842	149.8
預り金	156,986	157,681	△695	99.6
賞与引当金	3,996	4,596	△600	86.9
役員退職慰労引当金	—	1,533	△1,533	—
繰延税金負債	232	770	△538	30.1
預り保証金	82,788	89,577	△6,789	92.4
固定負債	444,946	574,623	△129,677	77.4
長期借入金	—	45,900	△45,900	—
役員退職慰労引当金	2,166	1,291	875	167.8
繰延税金負債	31,081	29,878	1,203	104.0
預り保証金	411,698	497,553	△85,855	82.7
負債合計	933,180	1,130,472	△197,292	82.5
純 資 産 の 部				
株主資本				
資本金	12,147,000	12,147,000	0	100
利益剰余金	△5,685,535	△5,747,109	61,574	98.9
繰越利益剰余金	△5,685,535	△5,747,109	61,574	98.9
評価・換算差額等	26,433	44,532	△18,099	59.4
純資産合計	6,487,897	6,444,423	43,474	100.7
負債及び純資産合計	7,421,078	7,574,895	△153,817	98.0

第3 指摘事項

1 決算公告について経費削減の観点から電子公告を導入するよう検討すべきもの

会社の決算公告については、官報公告に比べて費用が安価となる電子公告による方法が認められている。

デザインセンターは、決算公告を官報への掲載により行っているが、経費節減の観点から、電子決算公告の導入について検討されたい。

(意見)

デザインセンターは、その社会的使命として「デザインに関する諸事業を通じ地域の産業、文化の発展を図るとともに、国際社会に貢献する情報発信拠点を目指す」としている（定款第2条）。

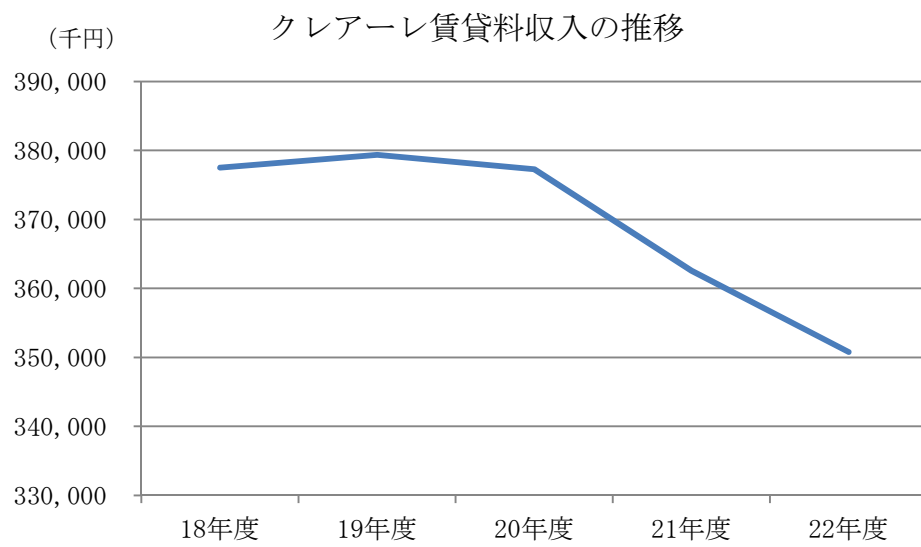
したがって、デザイン事業については、安定的に実施し、充実させていくことは極めて重要であるが、短期的な収益性だけでその意義を判断することのできないのも事実である。

そこで、デザイン事業を安定的に実施し、さらなる充実を図っていくためには、デザイン事業を収益面で支えることが不可欠である。

デザインセンターにおいて、そのような役割を担っているのが不動産事業であり、その中心となるのは、商業施設「クレアーレ」における賃貸料収入である。当該賃貸料については、売上高により変動する契約であるので、「クレアーレ」の売上高をいかに確保するかが課題となる。

デザインセンターが策定した、平成23年度から平成25年度までを計画期間とする経営計画において、「クレアーレ」については、共同店舗を維持し、空き店舗の発生を防止するとともに、既存店舗活性化のため新店舗の導入や店舗改装を促進して賃貸収入の増加を図ることとされている。

デザインセンターにあっては、経営計画にしたがって賃貸料収入の増加を図り、収益面でデザイン事業を支えとともに、国際交流・デザイン振興事業や中小企業のデザイン活用支援などを円滑に推進し、会社存立の意義であるデザイン事業のさらなる充実に努められたい。



(市民経済局関係分)

第1 監査結果の概要

今回の監査は、デザインセンターに対する出資団体監査に併せて、市民経済局所管の事務のうちデザインセンターに対する事務について実施した。

第2 指摘事項

特になし

- 1 監 査 種 別 財政援助団体監査
- 2 監 査 対 象 社団法人名古屋市私立幼稚園協会
(事務所所在地：中区錦三丁目 11 番 13 号)
(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む)
- 3 監 査 期 間 平成 23 年 5 月 31 日から
平成 23 年 12 月 19 日まで
- 4 監 査 結 果

(社団法人名古屋市私立幼稚園協会分)

第 1 監査結果の概要

教育委員会所管の財政援助団体である社団法人名古屋市私立幼稚園協会（以下「幼稚園協会」という。）について、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、本市からの補助金に係る出納その他の事務の監査を実施した。

平成 22 年度において、本市は幼稚園協会に対して、親と子の育ちの場支援事業費等に対する補助金 6,029 万円を交付している。

今回の監査は、市の補助金が補助目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）の事業について調査した。

なお、よりの確な監査を実施するため、補助対象事業の監査にあたり、「関係先調査」として、市内の私立幼稚園の設置者が保管する記録等を取り寄せた。

監査の結果、一部に改善、検討を要する事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第2 事業の概要

1 概 況

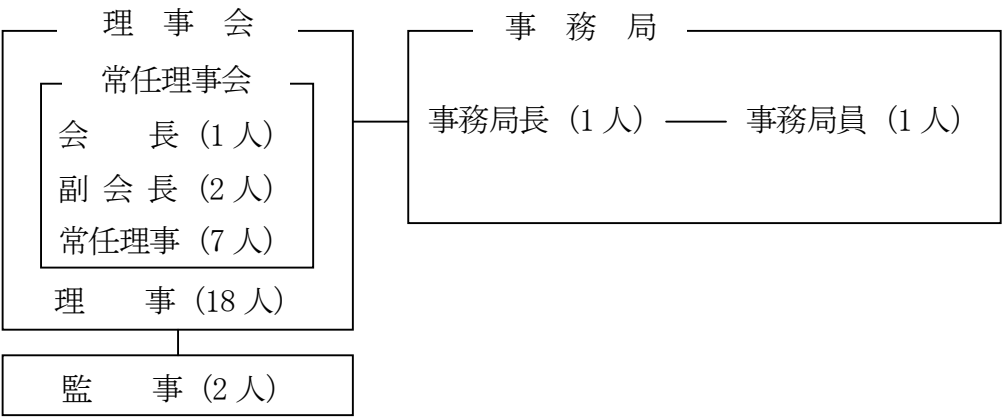
幼稚園協会は、名古屋市私立幼稚園相互の提携協力によって、幼児教育の振興及び発展向上に寄与することを目的として、昭和26年4月1日に設立された。名古屋市内の私立幼稚園をもって組織され、平成23年3月31日現在の会員数は157園となっている（このうち非学校法人は7園）。

主な事業内容は、①幼児教育の普及、啓発及び情報提供、②教職員の研修、③幼児教育に関する調査研究、④情報収集・提供活動等である。

これらの事業を運営するため、理事会、常任理事会及び事務局が置かれ、職員数は2人となっている。また、機構及び職員配置状況は、第1表のとおりである。

第1表 機構図

（平成23年3月31日現在）



2 事業状況

(1) 幼児教育の普及、啓発及び情報提供

幼児期家庭教育支援事業「なごや子育てフォーラム」などを開催している。

(2) 教職員の研修

教員研修会、特別支援教育研究指導研修会などの研修を実施している。

(3) 幼児教育に関する調査研究

幼児相談事業、巡回相談研修（障がい児）などを行っている。

(4) 情報収集・提供活動等

広報紙の発行、ホームページの開設などを行っている。

3 決算状況

幼稚園協会の会計は一般会計に区分されている。平成22年度の一般会計の収入及び支出決算額は、第2表に示すとおりである。

第2表 収支計算書の概要

会計名	収入計	支出計	当期収支 差額	前期繰越 収支差額	次期繰越 収支差額
	千円	千円	千円	千円	千円
一般会計	75,767	75,014	752	7,872	8,625
合計	75,767	75,014	752	7,872	8,625

第3 補助金の交付

平成 22 年度において、本市は幼稚園協会に対し、第 3 表のとおり補助金 6,029 万円を交付している。

第 3 表 補助金交付実績

補助対象事業	補助対象経費	事業費 総 額	補助金 交付額
		千円	千円
私立幼稚園親と子の育ち の場支援事業費補助金	人件費等	58,017	58,017
私立幼稚園児寄生虫卵検 査補助金	事業費	2,277	2,277
合 計		60,294	60,294

第4 指摘事項

1 補助要件を適切に確認するよう改善すべきもの

本市は、「名古屋市私立幼稚園親と子の育ちの場支援事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、幼稚園協会が名古屋市内に所在する私立幼稚園を設置する者（以下「設置者」という。）に対して行う補助事業に要する経費について補助金を交付している。

幼稚園協会では、幼稚園協会が定めた「名古屋市私立幼稚園協会親と子の育ちの場支援事業費補助金交付要領」（以下「要領」という。）に基づき補助事業を実施しているが、交付先である設置者から提出された実績報告書等を抽出して確認したところ、添付されている書類では勤務日数がわからないなど補助要件を満たしているか確認できない事例が見受けられた。また、提出書類を差し替えていた一部の設置者に対して関係先調査を実施し、差し替え後の事実を客観的に証明できる書類の有無などについて調査したが、勤務実績について客観的に確認することができなかった。

幼稚園協会においては、設置者に対し、賃金台帳など事業の実績がわかる証拠書類の提出を徹底するなど、補助要件を適切に確認するよう改善されたい。

2 補助金の精算について検討すべきもの

本市は、幼稚園協会が教員の資質向上を図るために行う研修などの事業の実施に要する経費に対して、要綱に基づき補助金を交付している。

幼稚園協会が事業終了後に提出した補助事業に係る収支決算書を確認したところ、補助事業に要した経費の総額は補助金交付額と同額である旨報告されていた。しかし、補助事業費の内訳を見ると、複数の事業に共通する経費である消耗品費など一部の経費が案分されていたことから、当該案分額の考え方を尋ねたところ、補助事業費総額が補助金交付額と同額となるように他の事業費と案分しており、特に客観的・合理的な基準は無いとのことであった。

補助事業費総額と補助金交付額が同額となるように経費を案分すること

は、補助対象事業費が明確になっているとは言い難いので、補助対象事業費が明確になるよう客観的・合理的な精算方法を検討されたい。

(教育委員会関係分)

第1 監査結果の概要

1 概 況

今回の監査は、幼稚園協会に対する財政援助団体監査に併せて、教育委員会所管の事務のうち幼稚園協会に対する事務について実施した。

第2 指摘事項

1 補助要件を適切に確認するよう改善すべきもの

本市は、要綱に基づき、幼稚園協会が名古屋市内に所在する設置者に対して行う補助事業の実施に要する経費について補助金を交付している。

幼稚園協会では、幼稚園協会が定めた要領に基づき補助事業を実施しているが、交付先である設置者から提出された実績報告書等を抽出して確認したところ、添付されている書類では勤務日数がわからないなど補助要件を満たしているか確認できない事例が見受けられた。また、提出書類を差し替えていた一部の設置者に対して関係先調査を実施し、差し替え後の事実を客観的に証明できる書類の有無などについて調査したが、勤務実績について客観的に確認することができなかった。

当該補助金については、平成 21 年度に実施した教育委員会に対する定期監査において、補助要件を確認できる証拠書類の提出を義務付けるよう指摘され、平成 22 年度から幼稚園協会が設置者に対して補助要件を確認できる証拠書類の提出を求めるとともに、当該書類について教育委員会の職員が証拠書類として確認するよう改めたところである。

しかしながら、今回調査した書類については、教育委員会の職員が、幼稚園協会に対して、添付書類の不備等についての対応を求めているものの、上記のように一部に不十分なものも見受けられたことから、所管局においては、幼稚園協会が確実に補助要件を確認するよう指導を徹底されたい。

(学事課)

2 補助対象経費について検討すべきもの

本市は、幼稚園協会が教員の資質向上を図るために行う研修などの事業の実施に要する経費に対して、要綱に基づき補助金を交付している。

幼稚園協会の補助事業に係る会計書類を確認したところ、収支決算書の会議費において食糧費に補助金が充当されている事例が見受けられた。

所管局においては、要綱で補助対象としない経費に係る規定を明確にするなど、補助対象経費について社会通念上妥当と認められる範囲のものとなるよう検討されたい。(学事課)

- 1 監 査 種 別 財政援助団体監査
- 2 監 査 対 象 名古屋商工会議所
(事務所所在地：中区栄二丁目 10 番 19 号)
(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む)
- 3 監 査 期 間 平成 23 年 7 月 8 日から
平成 24 年 2 月 8 日まで
- 4 監 査 結 果

(名古屋商工会議所分)

第 1 監査結果の概要

市民経済局所管の財政援助団体である名古屋商工会議所(以下「商工会議所」という。)について、地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき本市からの補助金に係る出納その他の事務の監査を実施した。

平成 22 年度において、本市は商工会議所に対して、小規模事業者経営改善普及事業及び商工業団体共同振興事業に対する補助金として 1,305 万円を交付している。

今回の監査は、補助金が補助目的に沿って適正に執行されているか、補助金に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成 22 年度(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)の事務について調査した。

監査の結果、経理事務等において、一部に注意を要する事例が見受けられた。今後の事業執行に当たっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

1 概 況

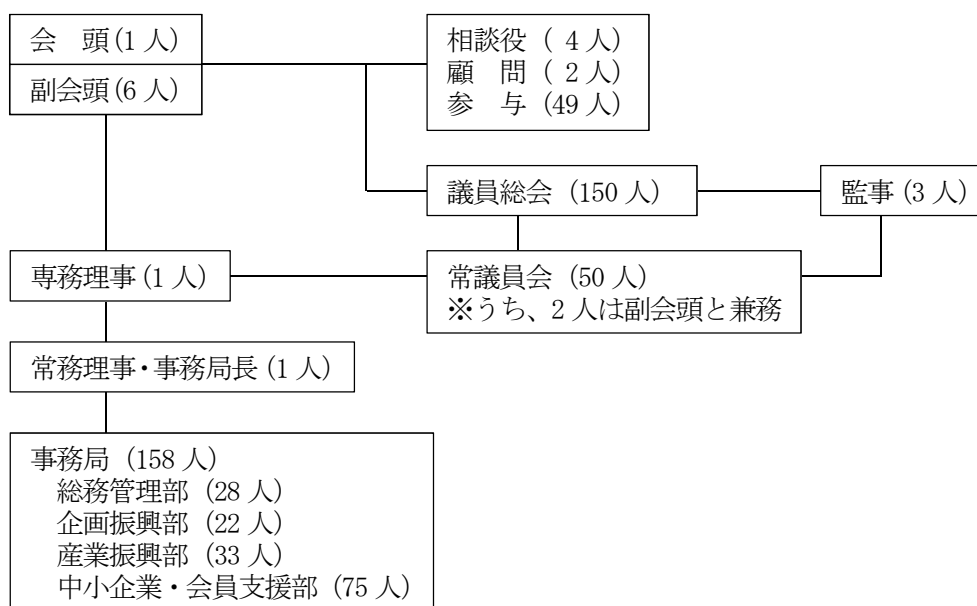
商工会議所は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、かねて社会一般の福祉の増進に資し、もってわが国商工業の発展に寄与することを目的として、昭和28年10月に施行された商工会議所法に基づき、その前身である社団法人名古屋商工会議所（明治14年3月設立当初は名古屋商法会議所として発足）を組織変更して設立された。

主な事業内容は、①商工会議所としての意見の公表、国会等への具申・建議、②行政庁等からの諮問への答申、③商工業に関する調査研究、④商工業に関する情報・資料の収集・刊行、⑤商品の品質その他商工業に係る事項に関する証明・鑑定等、⑥輸出品の原産地証明、⑦商工業に関する施設の設置・維持・運用、⑧商工業に関する講演会等の開催、⑨商工業に関する技術・技能の普及・検定、⑩博覧会・見本市等の開催等である。

これらの事業を運営するため、議員総会、常議員会、事務局等が置かれており、職員数は158人となっている。機構及び職員配置状況は、第1表のとおりである。

第1表 機構図

（平成23年3月31日現在）



2 事業状況

(1) 中小企業・会員企業向けサポート

ア 中小企業・会員企業への支援として、①経営支援として、経営指導員の窓口・巡回訪問等による相談対応や情報提供、②経営、法律、労務、税務などの専門家による相談、講習会等を行っている。

イ 新たな事業展開に向けたイノベーション支援として、①国際総合見本市「メッセナゴヤ 2010」、「名商ビジネス交流会」の開催、②産学官連携の促進として、モノづくりシーズ紹介・交流事業、愛知県産業技術研究所・名古屋市工業研究所・財団法人ファインセラミックスセンターと連携して研究成果の発表等を行っている。

(2) 「世界交流都市・名古屋」の実現をめざした地域づくり

ア 次世代を担う産業の振興・技術の高度化をめざし、①最先端メディカル・デバイスの研究開発のため、「メディカル・デバイス産業研究会」を開催、②航空宇宙関連産業の振興のため、最先端技術セミナーの開催等を行っている。

イ 地域魅力の発掘・発信と交流促進をめざし、①官民連携による魅力ある街づくりのため、名古屋市中心市街地活性化協議会の運営、②産業観光の振興及び魅力ある地域観光資源の発掘・発信事業として、「産業観光と街づくり」をテーマとしたフォーラムの開催、なごや四百年時代検定の実施等を行っている。

(3) 提言・要望活動と組織基盤の強化

ア 政策課題等の調査研究と提言・要望活動の積極展開として、①中小企業関係施策に関する要望、②税制改正要望、③税制説明会の開催等を行っている。

イ PR強化を通じた会員増強活動による組織基盤の拡充強化として、①本所創立 130 周年記念事業スタート「The Next Nagoya 大交流会」の開催、②会員企業を訪問して「会員の声」のヒアリング等を行っている。

3 決 算 状 況

商工会議所の会計は、一般会計、中小企業相談所特別会計、共済事業等特別会計、所屋管理特別会計及び愛・地球博理念継承事業特別会計の5会計に区分されている。平成22年度の各会計の収入及び支出の決算額は、第2表のとおりである。

第2表 会計別収支状況

会 計 名	収入決算額	支出決算額	収支差額
	千円	千円	千円
一 般 会 計	1,751,808	1,465,564	286,244
中小企業相談所特別会計	837,889	837,889	0
共 済 事 業 等 特 別 会 計	258,045	258,045	0
所 屋 管 理 特 別 会 計	722,960	671,700	51,259
愛 ・ 地 球 博 理 念 継 承 事 業 特 別 会 計	82,537	64,136	18,401
合 計	3,653,241	3,297,336	355,905

第3 補助金の交付

平成22年度において、本市は商工会議所に対し、第3表のとおり補助金1,305万円を交付している。

第3表 補助金交付実績

補助対象事業	補助対象経費	事業費 総 額	補助金 交付額
		千円	千円
小規模事業者経営改善普及事業	小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業に要する経費	104,948	12,694
商工業団体共同振興事業	市内の商工業団体が実施する各種共同事業に要する経費	2,940	360
合	計	107,888	13,054

第4 指摘事項

1 収入として計上されていない補助金の一部について計上するよう改善すべきもの

本市は商工会議所に対して、商工業団体振興補助金（共同振興事業）として36万円を交付している。

商工会議所における上記補助金の経理事務について調査したところ、当該補助金は愛・地球博理念継承事業特別会計での事業に対する補助と認識されていたが、この特別会計に受取利息以外の収入科目がなく、商工会議所の収入として計上されておらず、支出から補助金額を差し引いた額を特別会計の支出として計上していた。

当該補助金は商工会議所名義で交付申請を行い、交付を受けたものであるため、商工会議所の収入として計上するよう注意されたい。

(市民経済局関係分)

第1 監査結果の概要

今回の監査は、商工会議所に対する財政援助団体監査に併せて、市民経済局所管の事務のうち商工会議所に対する補助金に係る事務について実施した。

第2 指摘事項

1 要綱を改正し、他の補助制度との関係を明確にするよう改善すべきもの

本市は、名古屋市小規模事業者経営改善普及事業費等補助金交付要綱に基づき、商工会議所に対し、補助金 12,694,000 円を交付している。

商工会議所から提出された補助事業収支決算書によると、補助対象経費として、補助対象職員の退職年金積立金等の事業主支払分の一部である福利環境整備費が計上されていた。

上記費用は愛知県の補助対象費用としても計上されており、商工会議所は愛知県からも補助を受けている。

平成 23 年度に愛知県の補助金要綱の改正が行われ、福利環境整備費については愛知県のみ補助対象とされたが、本市の要綱はこの取り扱いの変更に対応した改正を行っておらず、二つの補助制度における補助対象経費の区分が不明確になっている。また、同一の事業に対して双方が補助を行う場合の調整等も定められていない。

所管局においては、要綱の補助対象経費を明確にするなど、愛知県の補助制度との関係が明確になるよう改善されたい。

(中小企業振興センター振興課)

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 2月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ緑店

名古屋市緑区徳重二丁目 201番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
1	出原 孝幸	—	名古屋市緑区平子が丘1905番地の1	—	—	—	平成20年8月19日
2	株ポニー	代表取締役 森 喜代仁	名古屋市南区道德新町六丁目58番地	—	—	—	平成23年5月16日
3	株ヤマダヤ洋品店	代表取締役 山田 道郎	名古屋市西区城西一丁目 3番 5号	—	—	—	平成20年8月20日
4	株パレモ	代表取締役 中本 敏幸	愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	—	—	—	平成23年5月8日

5	(株)音の岩泉	代表取締役 栗山 誠	札幌市東区 北25条東14 丁目 3番 8 号	変更なし	変更なし	札幌市東区 北二十五条 東十四丁目 3番 8号	平成 24年 1月 23日
6	(株)メニー	代表取締役 宮崎 友宏	名古屋市瑞 穂区瑞穂通 七丁目11番 地	変更なし	代表取締役 宮崎 友宏	変更なし	平成 24年 1月 23日
7	近藤 正幸	—	愛知県豊明 市間米町鶴 根1193番地 の96	変更なし	変更なし	名古屋市緑 区鳴海町字 諸ノ木83番 213号	平成 20年 9月 22日
8	(株)ジェニー	代表取締役 内田 慶一 郎	名古屋市緑 区上旭一丁 目1610番地	変更なし	変更なし	名古屋市天 白区植田三 丁目1206番 地	平成 22年 9月 8日
9	鈴木 辰雄	—	名古屋市中 川区尾頭橋 二丁目 4番 15号	(株)尾頭園	代表取締役 鈴木 辰雄	変更なし	平成 21年 6月 4日
10	(株)スイート スタイル	代表取締役 高橋 仁志	名古屋市北 区黒川本通 五丁目12番 3号	変更なし	代表取締役 田中 保成	名古屋市中 区錦一丁目 19番25号	平成 23年 3月 20日
11	(株)サンリフ ォーム	代表取締役 馬場 章夫	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 坂野 達哉	変更なし	平成 23年 5月 9日
12	(株)モリエ	代表取締役 酒井 勝徳	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 藤田 敏	変更なし	平成 23年 2月 21日
13	(有)ブランド オブ東海	代表取締役 安山 克義	名古屋市北 区辻町九丁 目 1番地	(株)ブランド メゾン	変更なし	名古屋市名 東区一社三 丁目96番地	平成 23年 4月 28日
14	中部ロック ハウス(株)	代表取締役 花谷 洋二	東京都新宿 区新宿一丁 目19番10号	(株)ザ・クロ ックハウス	変更なし	東京都杉並 区西荻北二 丁目28番 7 号	平成 23年 9月 12日
15	あずみ(株)	代表取締役 南本 権治 郎	名古屋市中 区錦三丁目 20番27号	A s — m e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区 虎ノ門四丁 目 3番13号	平成 23年 6月 28日
16	—	—	—	(株)みどりや	代表取締役 石田 博明	名古屋市西 区南川町13 番地	平成 20年 9月 27日

17	—	—	—	(有)ヨシダ	代表取締役 吉田 洋一	名古屋市中 川区五女子 一丁目 1番 10号	平成 23年 5月 28日
18	—	—	—	(株)日本一	代表取締役 染谷 幸雄	千葉県野田 市目吹1965 番地	平成 20年 10月 3日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 4の小売業者については、退店のため
- (2) No. 5及びNo. 6の小売業者については、誤記訂正のため
- (3) No. 7及びNo. 8の小売業者については、住所の変更のため
- (4) No. 9の小売業者については、法人化のため
- (5) No.10の小売業者については、代表者及び住所の変更のため
- (6) No.11及びNo.12の小売業者については、代表者の変更のため
- (7) No.13及びNo.14の小売業者については、名称及び住所の変更のため
- (8) No.15の小売業者については、入替えのため
- (9) No.16からNo.18の小売業者については、入店のため

5 届出の日

平成24年 1月23日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成24年 2月20日から平成24年 6月20日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

平成24年 6月20日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

平成24年 2月20日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フィールみかん山
名古屋市瑞穂区密柑山町一丁目10番 外 5筆
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,034平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
994.38平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
平成24年 2月13日
- 5 廃止する理由
店舗改装により店舗面積が減少するため

名古屋市市民経済局産業部地域商業課